

# バリデーション ガイドライン (次世代EDINET案)

平成 25 年 3 月

金融庁 総務企画局 企業開示課

- ◆本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のもので、実在するものとは一切関係ありません。
- ◆本書に掲載されている内容は、平成 25 年 3 月現在のものです、予告なく変更される可能性があります。
- ◆本書は、構成、文章、プログラム、画像、データ等の全てにおいて、著作権法上の保護を受けています。本書の一部あるいは全部について、いかなる方法においても複写、複製等、著作権法上で規定された権利を侵害する行為をすることは禁じられています。

# 1 章 EDINET バリデーションの全体像 1

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1-1 EDINET バリデーションの全体像 | 2 |
| 1-1-1 バリデーション処理フロー     | 2 |

# 2 章 アップロード時のバリデーション 5

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 2-1 ファイル名及びフォルダ名                   | 6  |
| 2-1-1 スキーマファイルの命名規約                | 6  |
| 2-1-2 リンクベースファイルの命名規約              | 7  |
| 2-1-3 マニフェストファイルの命名規約              | 8  |
| 2-1-4 インライン XBRL 及び HTML ファイルの命名規約 | 8  |
| 2-1-5 訂正報告書等の命名規約                  | 9  |
| 2-1-6 付随ファイル及びサブフォルダの命名規約          | 9  |
| 2-2 フォルダ構成及びファイル形式                 | 10 |
| 2-2-1 フォルダ構成                       | 10 |
| 2-2-2 拡張子                          | 15 |

# 3 章 XBRL に関連したバリデーション 17

|                      |    |
|----------------------|----|
| 3-1 タクソノミバージョン       | 18 |
| 3-1-1 タクソノミバージョンチェック | 18 |
| 3-2 スキーマ             | 19 |
| 3-2-1 名前空間宣言         | 19 |
| 3-3 拡張リンクロール         | 20 |
| 3-3-1 拡張リンクロールの命名規約  | 20 |
| 3-3-2 拡張リンクロールの設定    | 20 |
| 3-4 コンテキスト           | 21 |
| 3-4-1 コンテキストの命名規約    | 21 |
| 3-4-2 コンテキストの設定      | 21 |
| 3-5 表示及び定義リンク        | 26 |
| 3-5-1 表示及び定義リンクの設定   | 26 |
| 3-6 計算リンク            | 27 |

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 3-6-1 計算リンクの設定               | 27        |
| <b>3-7 名称リンク</b>             | <b>30</b> |
| 3-7-1 名称リンクの設定               | 30        |
| <b>3-8 インライン XBRL</b>        | <b>31</b> |
| 3-8-1 インライン XBRL の設定         | 31        |
| <b>3-9 マニフェストファイル</b>        | <b>32</b> |
| 3-9-1 マニフェストファイル及びインスタンスファイル | 32        |
| 3-9-2 マニフェストファイルの設定          | 33        |
| <b>3-10 国際標準仕様準拠</b>         | <b>34</b> |
| 3-10-1 SPEC                  | 34        |
| 3-10-2 FRTA                  | 35        |
| 3-10-3 FRIS                  | 36        |
| 3-10-4 GFM                   | 37        |

## 4 章 提出書類全般のバリデーション 39

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| <b>4-1 ファイル及びフォルダ形式</b> | <b>40</b> |
| 4-1-1 ファイル及びフォルダ構成      | 40        |
| 4-1-2 文字コード             | 41        |
| 4-1-3 PDF               | 41        |
| 4-1-4 禁止規則              | 42        |
| 4-1-5 リンク               | 43        |
| 4-1-6 HTML 構成要素         | 44        |
| 4-1-7 表紙項目              | 44        |
| 4-1-8 目次項目              | 45        |
| 4-1-9 PDF 変換            | 46        |
| 4-1-10 CSS2.1 検証        | 46        |
| <b>4-2 値整合性</b>         | <b>47</b> |
| 4-2-1 DEI 必須項目          | 49        |
| 4-2-2 DEI 項目の整合性        | 50        |
| 4-2-3 有価証券報告書等の整合性      | 53        |
| 4-2-4 公開買付届出書等の整合性      | 55        |
| 4-2-5 大量保有報告書の整合性       | 56        |

## はじめに

『バリデーションガイドライン』（以下「本書」という。）は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）に、インライン XBRL(eXtensible Business Reporting Language)形式の開示書類を提出する際の、XBRL データ（提出者別タクソノミ及び報告書インスタンス）に関する検証内容についてのガイドライン（指針）となります。

### バリデーションとは

EDINET でのバリデーションとは、EDINET に提出した書類が、EDINET の提出書類ファイル仕様に準拠し、また、XBRL 対象書類については、XBRL の文法及び仕様に準拠し、EDINET で定義した整合性を満たす正しいデータであるか検証を行うことを指し、EDINET の提出機能における「アップロード」、「事前チェック」及び「仮登録」のチェック内容となります。

ただし、自動的には検証できない項目もあり、インライン XBRL 書類の品質を完全に保証するものではありません。

### バリデーションの目的について

提出前に開示書類等提出者自身で XBRL データの検証（バリデーション）を行い、EDINET に提出する XBRL データの品質を向上させることを目的とします。本書の内容に従って XBRL データを作成することで、XBRL データが標準化されて情報利用者の利便性が向上します。

## 本書の構成について

本書は、4章構成になっています。1章では、EDINETにおけるバリデーションの全体像を説明しています。2章では、アップロード時のバリデーション項目の説明、3章では、XBRLに関連したバリデーション項目の説明、4章では、提出書類全般に関する説明をしています。なお、本書は、EDINET固有ルールとなるバリデーション項目を中心に説明をしています。XBRLの国際標準仕様となるバリデーション項目については、公開仕様を参照してください。その他、関連ドキュメントは、次のようなものがあります。

| 種別                   | ドキュメント名  | ドキュメント概要   |
|----------------------|--|--|
| XBRLデータの作成に関するガイドライン | 提出者別タクソミ作成ガイドライン   | EDINETに提出するXBRLデータの提出者別タクソミを作成するためのガイドラインです。   |
|                      | 報告書インスタンス作成ガイドライン  | EDINETに提出するXBRLデータの報告書インスタンスを作成するためのガイドラインです。  |
| 操作マニュアル              | 提出書類ファイル仕様書  | EDINETに提出する提出書類ファイル仕様全体について説明しています。  |
| 公開仕様                 | XBRL 2.1 Specification<br>XBRL Dimensions 1.0<br>Inline XBRL 1.0 | 参考 URL:<br><a href="http://www.xbrl.org/SpecRecommendations/">http://www.xbrl.org/SpecRecommendations/</a>   |
|                      | Generic labels 1.0   | 参考 URL:<br><a href="http://www.xbrl.org/Specification/genericLabels/REC-2011-10-24/genericLabels-REC-2011-10-24.html">http://www.xbrl.org/Specification/genericLabels/REC-2011-10-24/genericLabels-REC-2011-10-24.html</a> |
|                      | FRTA 1.0   | 参考 URL:<br><a href="http://www.xbrl.org/technical/guidance/FRTA-RECOMMENDATION-2005-04-25.htm">http://www.xbrl.org/technical/guidance/FRTA-RECOMMENDATION-2005-04-25.htm</a>   |
|                      | FRIS 1.0   | 参考 URL:<br><a href="http://www.xbrl.org/technical/guidance/FRIS-CONF-PWD-2004-11-14.htm">http://www.xbrl.org/technical/guidance/FRIS-CONF-PWD-2004-11-14.htm</a>   |
|                      | GFM Version: 2011-04-19  | 参考 URL:<br><a href="http://www.ifrs.org/xbrl/resources/global+filing+manual.htm">http://www.ifrs.org/xbrl/resources/global+filing+manual.htm</a>   |
|                      | CSS2.1   | 参考 URL:<br><a href="http://www.w3.org/TR/CSS21/">http://www.w3.org/TR/CSS21/</a>   |

## 本書内の表記について

本書内に記載されている例外種別は、次のような意味があります。

## ■例外種別

| 表示              | 意味   |
|-----------------|--|
| ERROR           | データ又は EDINET でエラーが発生していることを表します。<br>この種別の場合、処理を継続することはできません。データにエラーが発生している場合は、データの修正が必要となります。EDINET でエラーが発生している場合は、システム管理者まで御連絡ください。 |
| SERIOUS WARNING | データに重大な警告が発生していることを表します。<br>処理を継続することはできますが、必要に応じて修正してください。<br>修正せずに提出した場合は、EDINET の書類比較機能の対象外となります。                                 |
| WARNING         | データに警告が発生していることを表します。<br>処理を継続することはできますが、必要に応じて修正してください。   |
| REMINDER        | データに注意喚起が発生していることを表します。<br>処理を継続することはできますが、必要に応じて修正してください。<br>データ内容が正常であっても、例外と識別され、注意喚起が表示される場合があります。                               |

## 添付ドキュメントについて

本書に添付されるドキュメントは、次のとおりです。

| 添付ドキュメント名         | ドキュメント概要                 |
|-------------------|--------------------------|
| 添付 1 FRTA 検証項目一覧  | FRTA 検証項目と検証内容に関する一覧です。  |
| 添付 2 FRIS 検証項目一覧  | FRIS 検証項目と検証内容に関する一覧です。  |
| 添付 3 GFM 検証項目一覧   | GFM 検証項目と検証内容に関する一覧です。   |
| 添付 4 使用可能な CSS 一覧 | EDINET で使用可能な CSS の一覧です。 |





# 1章 EDINETバリデー ションの全体像

---

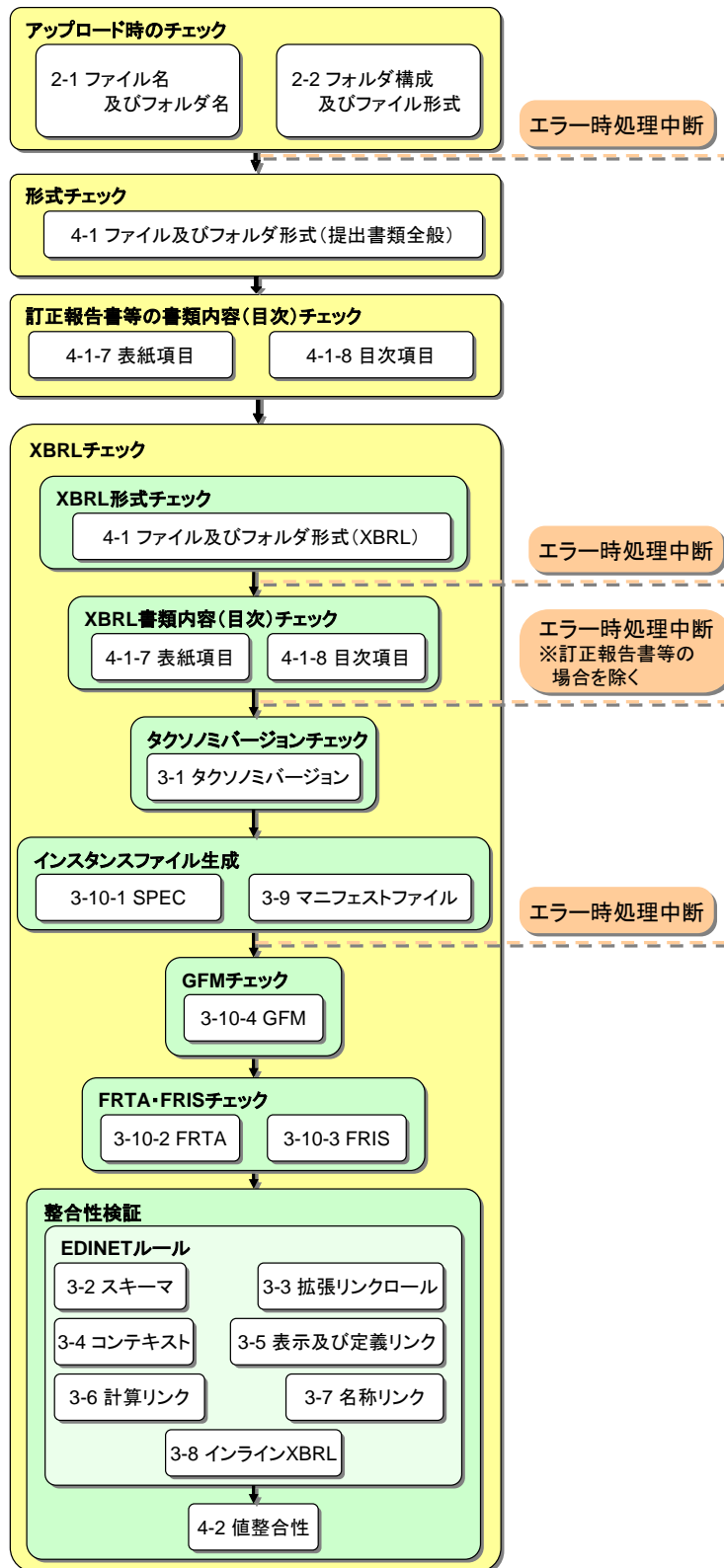
# 1-1 EDINET バリデーシヨンの全体像

EDINET で提出書類の「アップロード」、「事前チェック」又は「仮登録」を実施するとバリデーシヨン（提出書類の形式、構成等のチェック）が行われます。  
バリデーシヨンの全体像について説明します。

## 1-1-1 バリデーシヨン処理フロー

バリデーシヨン処理フローは、次の図表のとおりです。各処理に示す項番は、本書における節及び項番に対応します。また、各処理で継続不可となるエラー発生時の中断ポイントについても図表中に示しています。

図表 1-1-1 バリデーシヨン処理フロー





# 2章 アップロード時の バリデーション

---

# 2-1 ファイル名及びフォルダ名

提出書類のファイル名及びフォルダ名に関するバリデーション内容について説明します。

## 2-1-1 スキーマファイルの命名規約

スキーマファイルの命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-1-1 例外種別とチェック内容(スキーマファイルの命名規約)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象                 | チェック内容  |
|----|-------|---------|--------------------|---|
| 1  | ERROR | EC0352E | 報告書                | jp{府令略号}{様式番号}-{報告書略号}-{報告書連番(3桁)}_{EDINETコード又はファンドコード}-{追番(3桁)}_{報告対象期間期末日 報告義務発生日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}.xsd       |
| 2  | ERROR | EC0352E | 監査報告書              | jpaud-{監査報告書略号}-{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}-{報告書連番(3桁)}_{EDINETコード又はファンドコード}-{追番(3桁)}_{報告対象期間期末日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}.xsd |
| 3  | ERROR | EC0352E | 報告書(IFRS)          | ifrs-{報告書略号}-{報告書連番(3桁)}_{EDINETコード}-{追番(3桁)}_{報告対象期間期末日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}.xsd                                  |
| 4  | ERROR | EC0350E | EDINETコード又はファンドコード | スキーマファイル名の EDINET コード(又はファンドコード)が、開示書類等提出者の EDINET コード(又は提出書類のファンドコード)であること。  |

## 2-1-2 リンクベースファイルの命名規約

リンクベースファイルの命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-1-2 例外種別とチェック内容(リンクベースファイルの命名規約)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象                 | チェック内容  |
|----|-------|---------|--------------------|---|
| 1  | ERROR | EC0352E | 報告書                | jp[府令略号]様式番号-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)][EDINETコード又はファンドコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日 報告義務発生日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日][リンクベースの略号※].xml       |
| 2  | ERROR | EC0352E | 監査報告書              | jpaud-[監査報告書略号]-[当期又は前期の別]連結又は個別の別-[報告書連番(3桁)][EDINETコード又はファンドコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日][リンクベースの略号※].xml |
| 3  | ERROR | EC0352E | 報告書(IFRS)          | ifrs-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)][EDINETコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日][リンクベースの略号※].xml                                |
| 4  | ERROR | EC0350E | EDINETコード又はファンドコード | リンクベースファイル名のEDINETコード(又はファンドコード)が、開示書類等提出者のEDINETコード(又は提出書類のファンドコード)であること。  |

※リンクベースの略号には、次のいずれかの値を設定します。

- ・lab(名称リンクベース(日本語))
- ・lab-en(名称リンクベース(英語))
- ・gla(ジェネリックラベルリンクベース)
- ・pre(表示リンクベース)
- ・def(定義リンクベース)
- ・cal(計算リンクベース)

## 2-1-3 マニフェストファイルの命名規約

マニフェストファイルの命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-1-3 例外種別とチェック内容(マニフェストファイルの命名規約)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象         | チェック内容                  |
|----|-------|---------|------------|-------------------------|
| 1  | ERROR | EC0132E | 報告書(本文)    | manifest_PublicDoc.xml  |
| 2  | ERROR | EC0132E | 報告書(非縦覧本文) | manifest_PrivateDoc.xml |
| 3  | ERROR | EC0132E | 監査報告書      | manifest_AuditDoc.xml   |

## 2-1-4 インラインXBRL及びHTMLファイルの命名規約

インラインXBRL及びHTMLファイルの命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-1-4 例外種別とチェック内容(インライン XBRL 及び HTML ファイルの命名規約)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象                 | チェック内容   |
|----|-------|---------|--------------------|--|
| 1  | ERROR | EC0352E | 報告書(表紙ファイル)        | 0000000_header_jp[府令略号][様式番号]-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)][EDINETコード又はファンドコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日 報告義務発生日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日].ixbrl.htm   |
| 2  | ERROR | EC0352E | 報告書(本文)            | {7桁数値}.{英字(6文字)}.jp[府令略号][様式番号]-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)][EDINETコード又はファンドコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日 報告義務発生日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日].ixbrl.htm |
| 3  | ERROR | EC0352E | 監査報告書              | jpaud-[監査報告書略号]-[当期又は前期の別][連結又は個別の別]-[報告書連番(3桁)][EDINETコード又はファンドコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日].ixbrl.htm            |
| 4  | ERROR | EC0352E | 報告書(IFRS)          | {7桁数値}.{英字(6文字)}.ifrs-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)][EDINETコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日].ixbrl.htm                            |
| 5  | ERROR | EC0350E | EDINETコード又はファンドコード | インラインXBRLファイル名のEDINETコード(又はファンドコード)が、開示書類等提出者のEDINETコード(又は提出書類のファンドコード)であること。  |



## 2-1-5 訂正報告書等の命名規約

訂正報告書、訂正届出書等（以下「訂正報告書等」という。）の命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-1-5 例外種別とチェック内容(訂正報告書等の命名規約)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象   | チェック内容                       |
|----|-------|---------|--|------------------------------|
| 1  | ERROR | EC0188E | 訂正報告書等(表紙)<br>訂正報告書等(本文<br>※)<br>※非縦覧本文を除く | ファイル名先頭 7 桁が数値であること。         |
| 2  | ERROR | EC0121E | 訂正報告書等(表紙)<br>訂正報告書等(本文)<br>訂正監査報告書        | ファイル名(拡張子を除く)が 31 文字以内であること。 |
| 3  | ERROR | EC0121E | 訂正報告書等(表紙)<br>訂正報告書等(本文)<br>訂正監査報告書        | ファイル名が半角英数字、「_」又は「-」のみであること。 |

## 2-1-6 付随ファイル及びサブフォルダの命名規約

付随ファイル及びサブフォルダの命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

付随ファイル及びサブフォルダについては、『提出書類ファイル仕様書』の「2-1-1-1 フォルダ構成と特長」を参照してください。

図表 2-1-6 例外種別とチェック内容(付随ファイル及びサブフォルダの命名規約)

| 項番 | 例外種別  | コード                | 対象     | チェック内容                       |
|----|-------|--------------------|--------|------------------------------|
| 1  | ERROR | EC0121E            | 付随ファイル | ファイル名(拡張子を除く)が 31 文字以内であること。 |
| 2  | ERROR | EC0200E<br>EC0121E | 付随ファイル | ファイル名が半角英数字、「_」又は「-」のみであること。 |
| 3  | ERROR | EC0121E            | サブフォルダ | フォルダ名が 31 文字以内であること。         |
| 4  | ERROR | EC0121E            | サブフォルダ | フォルダ名が半角英数字、「_」又は「-」のみであること。 |

# 2-2 フォルダ構成及びファイル形式

提出書類のファイル形式、フォルダ構成等に関するバリデーション内容について説明します。

## 2-2-1 フォルダ構成

提出書類のフォルダ構成に関するバリデーション内容について説明します。

### 2-2-1-1 フォルダ構成全般

フォルダ構成全般に関する検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-2-1 例外種別とチェック内容(フォルダ構成全般)

| 項番 | 例外種別  | コード                | 対象                               | チェック内容   |
|----|-------|--------------------|----------------------------------|--|
| 1  | ERROR | EC0237E            | ファイルパス<br>フォルダパス                 | 259 文字以下であること。   |
| 2  | ERROR | EC0183E            | 総ファイルサイズ                         | zip 圧縮して 55MB(メガバイト)以下であること。   |
| 3  | ERROR | EC0206E            | ファイル                             | 0B(バイト)のファイルが存在しないこと。  |
| 4  | ERROR | EC0124E<br>EC0187E | フォルダ(「XBRL」フォルダ直下を除く。)<br>サブフォルダ | ファイルが一つ以上格納されていること。  |
| 5  | ERROR | EC0129E            | サブフォルダ                           | 3 階層以内であること。   |
| 6  | ERROR | EC0100E            | ルートフォルダ                          | 直下にファイルが存在しないこと。   |
| 7  | ERROR | EC0100E            | ルートフォルダ                          | 訂正報告書等以外の書類を提出する場合、直下のフォルダは、次のフォルダ名のいずれかであること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>➢ AttachDoc</li> <li>➢ PrivateAttach</li> <li>➢ XBRL</li> </ul>   |
| 8  | ERROR | EC0100E            | ルートフォルダ                          | 訂正報告書等を提出する場合、直下のフォルダは、次のフォルダ名のいずれかであること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PublicDoc</li> <li>➢ PrivateDoc</li> <li>➢ AuditDoc</li> <li>➢ AttachDoc</li> <li>➢ PrivateAttach</li> <li>➢ XBRL</li> </ul> |

## 2-2-1-2 PublicDoc

「PublicDoc」フォルダに関する検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。なお、「PublicDoc」フォルダは、訂正報告書等を提出する場合のみ提出可能となります。

図表 2-2-2 例外種別とチェック内容(PublicDoc)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容  |
|----|-------|---------|------------------|---|
| 1  | ERROR | EC0126E | フォルダ             | 訂正報告書等を提出する場合、フォルダが存在すること。                        |
| 2  | ERROR | EC0233E | ファイル名            | 本文又は付随ファイルに、ファイル名のソート順で表紙ファイルより先頭に来るファイルが存在しないこと。 |
| 3  | ERROR | EC0234E | サブフォルダ           | 表紙ファイルが存在しないこと。                                   |
| 4  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 9990 ファイル以下であること。                                 |

## 2-2-1-3 PrivateDoc

「PrivateDoc」フォルダに関する検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。なお、「PrivateDoc」フォルダは、訂正報告書等を提出する場合のみ提出可能となります。

図表 2-2-3 例外種別とチェック内容(PublicDoc)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容  |
|----|-------|---------|------------------|---|
| 1  | ERROR | EC0126E | フォルダ             | 訂正報告書等を提出する場合、かつ、非縦覧本文が提出必須な様式の場合、フォルダが存在すること。              |
| 2  | ERROR | EC0127E | フォルダ             | 訂正報告書等を提出する場合、かつ、非縦覧本文が提出不可能な様式、かつ、非縦覧申請がない場合、フォルダが存在しないこと。 |
| 3  | ERROR | EC0192E | フォルダ             | 表紙ファイルが存在しないこと。   |
| 4  | ERROR | EC0234E | サブフォルダ           | 表紙ファイルが存在しないこと。   |
| 5  | ERROR | EC0233E | ファイル名            | 本文又は付随ファイルに、ファイル名のソート順で表紙ファイルより先頭に来るファイルが存在しないこと。           |
| 6  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 9990 ファイル以下であること。   |

## 2-2-1-4 AuditDoc

「AuditDoc」フォルダに関する検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。なお、「AuditDoc」フォルダは、訂正報告書等を提出する場合のみ提出可能となります。

図表 2-2-4 例外種別とチェック内容(AuditDoc)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容   |
|----|-------|---------|------------------|--|
| 1  | ERROR | EC0127E | フォルダ             | 訂正報告書等を提出する場合、かつ、監査報告書が提出不可能な様式の場合、フォルダが存在しないこと。 |
| 2  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 990 ファイル以下であること。                                 |

## 2-2-1-5 AttachDoc

「AttachDoc」フォルダに関する検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-2-5 例外種別とチェック内容(AttachDoc)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容           |
|----|-------|---------|------------------|------------------|
| 1  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 990 ファイル以下であること。 |

## 2-2-1-6 PrivateAttach

「PrivateAttach」フォルダに関する検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-2-6 例外種別とチェック内容(PprivateAttach)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容                                       |
|----|-------|---------|------------------|--|
| 1  | ERROR | EC0126E | フォルダ             | 非縦覧添付書類が提出必須な様式の場合、フォルダが存在すること。              |
| 2  | ERROR | EC0127E | フォルダ             | 非縦覧添付書類が提出不可能な様式、かつ、非縦覧申請がない場合、フォルダが存在しないこと。 |
| 3  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 990 ファイル以下であること。                             |

## 2-2-1-7 XBRL

「XBRL」フォルダに関する検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。「XBRL」フォルダ、「XBRL/PublicDoc」フォルダ、「XBRL/PrivateDoc」フォルダ及び「XBRL/AuditDoc」フォルダの検証について説明します。

図表 2-2-7 例外種別とチェック内容(XBRL)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容   |
|----|-------|---------|------------------|--|
| 1  | ERROR | EC0126E | フォルダ             | フォルダが存在すること。<br>※ただし、訂正報告書等の提出の際に、XBRLで提出した箇所に訂正がない場合、「XBRL」フォルダの提出は任意。  |
| 2  | ERROR | EC0349E | フォルダ             | 次のフォルダ名のいずれかであること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PublicDoc</li> <li>➢ PrivateDoc</li> <li>➢ AuditDoc※</li> </ul> ※財務諸表本表のみXBRLで提出する様式の訂正報告書等を提出する場合は、提出不可。 |
| 3  | ERROR | EC0349E | ファイル             | ファイルが存在しないこと。  |
| 4  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 99990 ファイル以下であること。   |

図表 2-2-8 例外種別とチェック内容(XBRL/PublicDoc)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容  |
|----|-------|---------|------------------|---|
| 1  | ERROR | EC0126E | フォルダ             | フォルダが存在すること。                                      |
| 2  | ERROR | EC0132E | フォルダ             | マニフェストファイルが一つ存在すること。                              |
| 3  | ERROR | EC0132E | フォルダ             | 表紙ファイルが存在すること。                                    |
| 4  | ERROR | EC0234E | サブフォルダ           | 表紙ファイルが存在しないこと。                                   |
| 5  | ERROR | EC0233E | ファイル名            | 本文又は付随ファイルに、ファイル名のソート順で表紙ファイルより先頭に来るファイルが存在しないこと。 |
| 6  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 9990 ファイル以下であること。                                 |

図表 2-2-9 例外種別とチェック内容(XBRL/PrivateDoc)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容  |
|----|-------|---------|------------------|---|
| 1  | ERROR | EC0126E | フォルダ             | 非縦覧本文が提出必須な様式の場合、フォルダが存在すること。                     |
| 2  | ERROR | EC0127E | フォルダ             | 非縦覧本文が提出不可能な様式、かつ、非縦覧申請がない場合、フォルダが存在しないこと。        |
| 3  | ERROR | EC0132E | フォルダ             | マニフェストファイルが一つ存在すること。                              |
| 4  | ERROR | EC0132E | フォルダ             | 表紙ファイルが存在すること。                                    |
| 5  | ERROR | EC0234E | サブフォルダ           | 表紙ファイルが存在しないこと。                                   |
| 6  | ERROR | EC0233E | ファイル名            | 本文又は付随ファイルに、ファイル名のソート順で表紙ファイルより先頭に来るファイルが存在しないこと。 |
| 7  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 9990 ファイル以下であること。                                 |

図表 2-2-10 例外種別とチェック内容(XBRL/AuditDoc)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象               | チェック内容   |
|----|-------|---------|------------------|--|
| 1  | ERROR | EC0127E | フォルダ             | 監査報告書が提出不可能な様式の場合、フォルダが存在しないこと。                              |
| 2  | ERROR | EC0132E | フォルダ             | マニフェストファイルが一つ存在すること。<br>※財務諸表本表のみ XBRL で提出する様式を提出する場合は、提出不可。 |
| 3  | ERROR | EC0198E | ファイル数(サブフォルダを含む) | 990 ファイル以下であること。   |

## 2-2-2 拡張子

拡張子の検証は、次の図表のフォルダに対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-2-11 例外種別とチェック内容(拡張子)

| 項番 | 例外種別  | コード     | チェック内容          |  |   |
|----|-------|---------|-----------------|--|---|
|    |       |         | フォルダ名           | フォルダ直下   | サブフォルダ  |
| 1  | ERROR | EC0130E | PublicDoc       | 次の拡張子であること。<br>➤ htm   | 次の拡張子であること。<br>➤ htm<br>➤ gif<br>➤ jpg<br>➤ png |
| 2  | ERROR | EC0130E | PrivateDoc      | 次の拡張子であること。<br>➤ htm   | 次の拡張子であること。<br>➤ htm<br>➤ gif<br>➤ jpg<br>➤ png |
| 3  | ERROR | EC0130E | AuditDoc        | 次の拡張子であること。<br>➤ htm   | 次の拡張子であること。<br>➤ htm                            |
| 4  | ERROR | EC0130E | AttachDoc       | 次の拡張子であること。<br>➤ htm<br>➤ pdf  | 次の拡張子であること。<br>➤ htm<br>➤ gif<br>➤ jpg<br>➤ png |
| 5  | ERROR | EC0130E | PrivateAttach   | 次の拡張子であること。<br>➤ htm<br>➤ pdf  | 次の拡張子であること。<br>➤ htm<br>➤ gif<br>➤ jpg<br>➤ png |
| 6  | ERROR | EC0130E | XBRL/PublicDoc  | 次の拡張子であること。<br>➤ xsd<br>➤ xml<br>➤ htm   | 次の拡張子であること。<br>➤ htm<br>➤ gif<br>➤ jpg<br>➤ png |
| 7  | ERROR | EC0130E | XBRL/PrivateDoc | 次の拡張子であること。<br>➤ xsd<br>➤ xml<br>➤ htm   | 次の拡張子であること。<br>➤ htm<br>➤ gif<br>➤ jpg<br>➤ png |
| 8  | ERROR | EC0130E | XBRL/AuditDoc   | 次の拡張子であること。<br>➤ xsd※<br>➤ xml※<br>➤ htm<br>※財務諸表本表のみ<br>XBRLで提出する様式を<br>提出する場合は、提出不可。 | 次の拡張子であること。<br>➤ htm                            |





# 3章 XBRL に関連した バリデーション

---

# 3-1 タクソノミバージョン

スキーマファイル内に記載するタクソノミバージョンに関するバリデーション内容について説明します。

## 3-1-1 タクソノミバージョンチェック

タクソノミバージョンの検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-1-1 例外種別とチェック内容(タクソノミバージョンチェック)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象                      | チェック内容  |
|----|---------|---------|-------------------------|---|
| 1  | WARNING | EC5029W | 提出者別タクソノミ<br>(スキーマファイル) | 提出者別タクソノミがインポート又は参照しているEDINETタクソノミ(又はIFRSタクソノミ)のタクソノミバージョンが正しいこと。 |

## 3-2 スキーマ

スキーマファイル内に記載する名前空間宣言に関するバリデーション内容について説明します。

### 3-2-1 名前空間宣言

名前空間宣言の命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-2-1 例外種別とチェック内容(名前空間宣言)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象                       | チェック内容   |
|----|---------|---------|--------------------------|--|
| 1  | WARNING | EC8000W | 報告書<br>名前空間 URI          | http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jp{府令略号}{様式番号}/{報告書略号}/{報告書連番(3桁)}/{EDINETコード又はファンドコード}-{追番(3桁)}/{報告対象期間期末日}{報告義務発生日}/{報告書提出回数(2桁)}/{報告書提出日}      |
| 2  | WARNING | EC8001W | 監査報告書<br>名前空間 URI        | http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jpaud/{監査報告書略号}/{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}/{報告書連番(3桁)}/{EDINETコード又はファンドコード}-{追番(3桁)}/{報告対象期間期末日}/{報告書提出回数(2桁)}/{報告書提出日} |
| 3  | WARNING | EC8003W | 報告書<br>名前空間プレフィックス       | jp{府令略号}{様式番号}-{報告書略号}_{EDINETコード又はファンドコード}-{追番(3桁)}   |
| 4  | WARNING | EC8004W | 監査報告書<br>名前空間プレフィックス     | jpaud-{監査報告書略号}-{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}_{EDINETコード又はファンドコード}-{追番(3桁)}   |
| 5  | WARNING | EC8002W | 報告書(IFRS)<br>名前空間 URI    | http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ifrs/{報告書略号}/{報告書連番(3桁)}/{EDINETコード}-{追番(3桁)}/{報告対象期間期末日}/{報告書提出回数(2桁)}/{報告書提出日}                                  |
| 6  | WARNING | EC8005W | 報告書(IFRS)<br>名前空間プレフィックス | ifrs-{報告書略号}_{EDINETコード}-{追番(3桁)}  |

## 3-3 拡張リンクロール

拡張リンクロールの命名規約及び設定に関するバリデーション内容について説明します。

### 3-3-1 拡張リンクロールの命名規約

提出者別タクソノミで使用する拡張リンクロールの命名規約（DEI を除く）の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-3-1 例外種別とチェック内容(拡張リンクロールの命名規約)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象                                 | チェック内容  |
|----|---------|---------|------------------------------------|---|
| 1  | WARNING | EC8006W | 提出者別タクソノミ<br>(スキーマファイル)<br>roleID  | rol_{ルート要素名(Abstract と Heading を除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番 2 桁})  |
| 2  | WARNING | EC8007W | 提出者別タクソノミ<br>(スキーマファイル)<br>roleURI | http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jp{府令略号 dei}(-{報告書略号})/rol_{ルート要素名(Abstract と Heading を除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番 2 桁}) |

### 3-3-2 拡張リンクロールの設定

表示リンク及び定義リンクに関する設定の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-3-2 例外種別とチェック内容(拡張リンクロールの設定)

| 項番 | 例外種別               | コード     | 対象             | チェック内容                           |
|----|--------------------|---------|----------------|----------------------------------|
| 1  | SERIOUS<br>WARNING | EC8027S | 表示リンク<br>定義リンク | 一つの拡張リンクロールに、複数のルート要素を設定していないこと。 |

## 3-4 コンテキスト

コンテキストの命名規約及び設定に関するバリデーション内容について説明します。

### 3-4-1 コンテキストの命名規約

コンテキスト設定時の命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-4-1 例外種別とチェック内容(コンテキストの命名規約)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象        | チェック内容                                     |
|----|---------|---------|-----------|--|
| 1  | WARNING | EC8011W | コンテキスト ID | {相対期間又は時点}[期間又は時点]({メンバーの要素名})×n({連番 3 桁}) |

### 3-4-2 コンテキストの設定

コンテキストの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-4-2 例外種別とチェック内容(コンテキストの設定)

| 項番 | 例外種別            | コード     | 対象              | チェック内容   |
|----|-----------------|---------|-----------------|--|
| 1  | SERIOUS WARNING | EC8054S | scenario 要素     | コンテキスト ID に「NonConsolidatedMember」が含まれる場合、scenario 要素に「NonConsolidatedMember」が設定されていること。                         |
| 2  | SERIOUS WARNING | EC8033S | コンテキストの期間設定の整合性 | コンテキスト ID が「CurrentYear」から始まるコンテキストの startDate に、コンテキスト ID が「Prior1Year」から始まるコンテキストの endDate より以前の日付が設定されていないこと。 |

| 項番 | 例外種別                                       | コード                | 対象                             | チェック内容  |
|----|--|--------------------|--------------------------------|---|
| 3  | SERIOUS WARNING                            | EC8013S            | コンテキスト ID                      | 財務諸表の拡張リンクロールにひも付く要素のコンテキスト ID が、次のいずれかの文字列で始まること。<br><br>Prior?YearDuration<br>CurrentYearDuration<br>Prior?YearInstant<br>CurrentYearInstant<br>CurrentQuarterDuration<br>CurrentQuarterInstant<br>Prior?QuarterDuration<br>Prior?QuarterInstant<br>CurrentYTDDuration<br>Prior?YTDDuration<br>InterimDuration<br>InterimInstant<br>Prior?InterimDuration<br>Prior?InterimInstant<br>※?には、自然数(1~9)が設定されます |
| 4  | ERROR                                      | EC8032E            | identifier<br>(先頭 6 桁)         | DEI 情報の「EDINET コード」(特定有価証券開示府令の場合、DEI 情報の「ファンドコード」と一致すること。  |
| 5  | WARNING                                    | EC8031W            | instant                        | コンテキスト ID が「FilingDate」で始まるコンテキストに設定されている日付が、ファイル名に設定されている「報告書提出日」であること。  |
| 6  | SERIOUS WARNING<br>(ただし、届出書の場合は、REMIN DER) | EC8014S<br>EC8014R | コンテキスト ID<br>(有価証券報告書、半期報告書等)  | 個別を表すコンテキスト ID(※)が存在すること。   |
| 7  | SERIOUS WARNING                            | EC8015S            | コンテキスト ID<br>(四半期報告書(連結のみの場合)) | 個別を表すコンテキスト ID(※)が存在しないこと(ただし、DEI 情報の「当会計期間の種類」が「HY」の場合を除く。)  |
| 8  | SERIOUS WARNING                            | EC8014S            | コンテキスト ID<br>(四半期報告書(個別のみの場合)) | 個別を表すコンテキスト ID(※)が存在すること。   |
| 9  | SERIOUS WARNING                            | EC8018S            | コンテキスト ID<br>当期時点              | コンテキスト ID が「CurrentYearInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI 情報の「当事業年度終了日」と一致すること。   |
| 10 | SERIOUS WARNING                            | EC8019S            | コンテキスト ID<br>当期期間(開始)          | コンテキスト ID が「CurrentYearDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「当事業年度開始日」と一致すること。  |
| 11 | SERIOUS WARNING                            | EC8020S            | コンテキスト ID<br>当期期間(終了)          | コンテキスト ID が「CurrentYearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「当事業年度終了日」と一致すること。  |
| 12 | SERIOUS WARNING                            | EC8018S            | コンテキスト ID<br>前期時点              | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior1YearInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI 情報の「当事業年度終了日」と一致すること。   |
| 13 |  |                    |                                | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YearInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI 情報の「前事業年度終了日」と一致すること。  |
| 14 | SERIOUS WARNING                            | EC8019S            | コンテキスト ID<br>前期期間(開始)          | DEI 情報の「次の事業年度開始日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior1YearDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「当事業年度開始日」と一致すること。   |
| 15 | SERIOUS WARNING                            | EC8019S            | コンテキスト ID<br>前期期間(開始)          | DEI 情報の「次の事業年度開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YearDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「前事業年度開始日」と一致すること。  |

| 項番 | 例外種別            | コード     | 対象                               | チェック内容  |
|----|-----------------|---------|----------------------------------|---|
| 16 | SERIOUS WARNING | EC8020S | コンテキスト ID<br>前期期間(終了)            | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior1YearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI情報の「当事業年度終了日」と一致すること。              |
| 17 |                 |         |                                  | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI情報の「前事業年度終了日」と一致すること。             |
| 18 | SERIOUS WARNING | EC8018S | コンテキスト ID<br>前々期時点               | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior2YearInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI情報の「前事業年度終了日」と一致すること。               |
| 19 |                 |         |                                  | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、「Prior2YearInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI情報の「前事業年度開始日」の前日と一致すること。                      |
| 20 | SERIOUS WARNING | EC8019S | コンテキスト ID<br>前々期期間(開始)           | DEI情報の「次の事業年度開始日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior2YearDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI情報の「前事業年度開始日」と一致すること。                     |
| 21 | SERIOUS WARNING | EC8020S | コンテキスト ID<br>前々期期間(終了)           | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior2YearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI情報の「前事業年度終了日」と一致すること。              |
| 22 | SERIOUS WARNING | EC8018S | コンテキスト ID<br>当四半期時点              | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「CurrentQuarterInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」と一致すること。 |
| 23 |                 |         |                                  | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「CurrentQuarterInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI情報の「当会計期間終了日」と一致すること。          |
| 24 | SERIOUS WARNING | EC8019S | コンテキスト ID<br>当四半期累計期間<br>(開始)    | DEI情報の「次の事業年度開始日」が存在する場合、コンテキスト ID が「CurrentYTDDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI情報の「次の事業年度開始日」と一致すること。                    |
| 25 |                 |         |                                  | DEI情報の「次の事業年度開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「CurrentYTDDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI情報の「当事業年度開始日」と一致すること。                    |
| 26 | SERIOUS WARNING | EC8020S | コンテキスト ID<br>当四半期累計期間<br>(終了)    | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「CurrentYTDDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」と一致すること。    |
| 27 |                 |         |                                  | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「CurrentYTDDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI情報の「当会計期間終了日」と一致すること。             |
| 28 | SERIOUS WARNING | EC8018S | コンテキスト ID<br>前年度同四半期時点           | DEI情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1QuarterInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI情報の「比較対象会計期間終了日」と一致すること。        |
| 29 | SERIOUS WARNING | EC8019S | コンテキスト ID<br>前年度同四半期累<br>計期間(開始) | DEI情報の「次の事業年度開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YTDDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI情報の「前事業年度開始日」と一致すること。                     |

| 項番 | 例外種別            | コード     | 対象                               | チェック内容  |
|----|-----------------|---------|----------------------------------|---|
| 30 | SERIOUS WARNING | EC8020S | コンテキスト ID<br>前年度同四半期累<br>計期間(終了) | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YTDDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「比較対象会計期間終了日」と一致すること。     |
| 31 | SERIOUS WARNING | EC8018S | コンテキスト ID<br>当中間期時点              | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「InterimInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」と一致すること。  |
| 32 |                 |         |                                  | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「InterimInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI 情報の「当会計期間終了日」と一致すること。           |
| 33 | SERIOUS WARNING | EC8019S | コンテキスト ID<br>当中間期期間(開<br>始)      | DEI 情報の「次の事業年度開始日」が存在する場合、コンテキスト ID が「InterimDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「次の事業年度開始日」と一致すること。                 |
| 34 |                 |         |                                  | DEI 情報の「次の事業年度開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「InterimDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「当事業年度開始日」と一致すること。                 |
| 35 | SERIOUS WARNING | EC8020S | コンテキスト ID<br>当中間期期間(終<br>了)      | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「InterimDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」と一致すること。 |
| 36 |                 |         |                                  | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「InterimDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「当会計期間終了日」と一致すること。          |
| 37 | SERIOUS WARNING | EC8018S | コンテキスト ID<br>前中間期時点              | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1InterimInstant」から始まるコンテキストの instant が、DEI 情報の「比較対象会計期間終了日」と一致すること。  |
| 38 | SERIOUS WARNING | EC8019S | コンテキスト ID<br>前中間期期間(開<br>始)      | DEI 情報の「次の事業年度開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1InterimDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「前事業年度開始日」と一致すること。           |
| 39 | SERIOUS WARNING | EC8020S | コンテキスト ID<br>前中間期期間(終<br>了)      | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1InterimDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「比較対象会計期間終了日」と一致すること。 |
| 40 | SERIOUS WARNING | EC8021S | コンテキスト ID                        | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が、表紙の「提出日」よりも 1 年以上前でないこと。                                  |
| 41 |                 |         |                                  | DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない、かつ、DEI 情報の「当会計期間終了日」が存在する場合、DEI 情報の「当会計期間終了日」が、表紙の「提出日」よりも 1 年以上前でないこと。                 |
| 42 | ERROR           | EC8060E | scenario 要素                      | コンテキストの scenario 要素にデフォルトメンバー(デメンションデフォルトのアーキタイプが設定されている要素)が設定されていないこと。   |
| 43 | WARNING         | EC8022W | コンテキスト ID<br>(IFRS)              | コンテキスト ID が「CurrentYearInstant」から始まるコンテキストの instant が、バリデーション実施日より 1 年以上前でないこと。   |
| 44 |                 |         |                                  | コンテキスト ID が「CurrentYearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、バリデーション実施日より 1 年以上前でないこと。  |



| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象               | チェック内容                      |
|----|---------|---------|------------------|-----------------------------|
| 45 | WARNING | EC8016W | コンテキスト ID (IFRS) | 個別を表すコンテキスト ID (※)が存在しないこと。 |

※個別を表すコンテキスト ID とは次のいずれかの文字列で始まるコンテキスト ID を指します。

(?には、自然数(1～9)が設定されます。)

- Prior?YearDuration\_NonConsolidatedMember
- CurrentYearDuration\_NonConsolidatedMember
- Prior?YearInstant\_NonConsolidatedMember
- CurrentYearInstant\_NonConsolidatedMember
- CurrentQuarterDuration\_NonConsolidatedMember
- CurrentQuarterInstant\_NonConsolidatedMember
- Prior?QuarterDuration\_NonConsolidatedMember
- Prior?QuarterInstant\_NonConsolidatedMember
- CurrentYTDDuration\_NonConsolidatedMember
- Prior?YTDDuration\_NonConsolidatedMember
- InterimDuration\_NonConsolidatedMember
- InterimInstant\_NonConsolidatedMember
- Prior?InterimDuration\_NonConsolidatedMember
- Prior?InterimInstant\_NonConsolidatedMember

## 3-5 表示及び定義リンク

表示リンク及び定義リンクの設定に関するバリデーション内容について説明します。

### 3-5-1 表示及び定義リンクの設定

表示リンク及び定義リンクの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-5-1 例外種別とチェック内容(表示及び定義リンクの設定)

| 項番 | 例外種別            | コード     | 対象             | チェック内容   |
|----|-----------------|---------|----------------|--|
| 1  | SERIOUS WARNING | EC8030S | 表示リンク          | インスタンスに存在する DEI 以外の要素が、表示リンクに存在すること。                                   |
| 2  | WARNING         | EC8029W | 表示リンク<br>定義リンク | 表示リンク及び定義リンクに設定されている値を入力する要素 (abstract 属性が「false」の項目) が、インスタンスに存在すること。 |

## 3-6 計算リンク

計算リンクの設定に関するバリデーション内容について説明します。

### 3-6-1 計算リンクの設定

計算リンクの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-6-1 例外種別とチェック内容(計算リンクの設定)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象    | チェック内容  |
|----|---------|---------|-------|---|
| 1  | WARNING | EC8012W | 計算リンク | 財務諸表本表の要素が存在する場合、計算リンクベースファイルが存在すること。                                     |
| 2  | WARNING | EC5611W | 計算リンク | 財務諸表本表の拡張リンクロールに関する合計科目の計算結果が、コンテキストと拡張リンクロールの適切な組合せにおいて、端数処理の差の範囲内であること。 |

Memo



## 合計科目の計算について

「図表 3-6-1 例外種別とチェック内容(計算リンクの設定)」の項番 2 のとおり、合計科目の計算は、合計科目の要素と計算リンクでその子要素に当たる要素をコンテキストごとに検証します。

検証対象となるコンテキストは、「図表 3-6-2 計算リンクの拡張リンクロールごとに検証対象となるコンテキストの条件」及び「図表 3-6-3 計算リンクの拡張リンクロールごとに検証対象となるコンテキストの条件(IFRS タクソミ)」のとおり、計算リンクの拡張リンクロールに応じて決定します。

図表 3-6-2 計算リンクの拡張リンクロールごとに検証対象となるコンテキストの条件

| 計算リンクの拡張リンクロール※1                                 | 検証対象となるコンテキストの条件   |
|--|--|
| 連結財務諸表の拡張リンクロール<br>(拡張リンクロール名に「Consolidated」を含む) | <p>コンテキストの scenario 要素に設定している全てのディメンション軸が、次のいずれかであるコンテキスト。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遡及処理<br/>(RetrospectiveApplicationAndRetrospectiveRestatementAxis)</li> <li>・純資産の内訳項目<br/>(ComponentsOfEquityAxis)</li> <li>・連結個別<br/>(ConsolidatedOrNonConsolidatedAxis)</li> </ul> <p>scenario 要素に「連結個別」軸の「非連結又は個別メンバー」を持たないコンテキスト。※2</p> |
| 財務諸表の拡張リンクロール<br>(拡張リンクロール名に「Consolidated」を含まない) | <p>コンテキストの scenario 要素に設定している全てのディメンション軸が、次のいずれかであるコンテキスト。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遡及処理<br/>(RetrospectiveApplicationAndRetrospectiveRestatementAxis)</li> <li>・純資産の内訳項目<br/>(ComponentsOfEquityAxis)</li> <li>・連結個別<br/>(ConsolidatedOrNonConsolidatedAxis)</li> </ul> <p>scenario 要素に「連結個別」軸の「非連結又は個別メンバー」を持つコンテキスト。※2</p>   |

※1: 連結財務諸表及び財務諸表の拡張リンクロール名については、『提出者別タクソミ作成ガイドライン 添付 3 拡張リンクロール一覧』の「拡張リンクロール一覧[jppfs]」を参照。

※2: 連結財務諸表は、定義リンクで「連結個別」軸が設定され、「連結メンバー」をディメンションデフォルトとして設定していることが前提。財務諸表は、定義リンクで「連結個別」軸が設定され、「非連結又は個別メンバー」を設定していることが前提。

図表 3-6-3 計算リンクの拡張リンクロールごとに検証対象となるコンテキストの条件(IFRS タクソノミ)

| 計算リンクの拡張リンクロール※3  | 検証対象となるコンテキストの条件  |
|---|---|
| ias_1_YYYY-MM-DD_role-210000<br>ias_1_YYYY-MM-DD_role-220000<br>ias_1_YYYY-MM-DD_role-410000<br>ias_1_YYYY-MM-DD_role-420000<br>ias_7_YYYY-MM-DD_role-510000<br>ias_7_YYYY-MM-DD_role-520000<br>ias_26_YYYY-MM-DD_role-710000 | コンテキストの scenario 要素に設定している全てのディメンション軸が、次のいずれかであるコンテキスト。<br>・遡及適用及び遡及的修正再表示<br>(RetrospectiveApplicationAndRetrospectiveRestatementAxis)<br>・連結及び個別財務諸表<br>(ConsolidatedAndSeparateFinancialStatementsAxis)  |
| ias_1_YYYY-MM-DD_role-310000<br>ias_1_YYYY-MM-DD_role-320000  | コンテキストの scenario 要素に設定している全てのディメンション軸が、次のいずれかであるコンテキスト。<br>・遡及適用及び遡及的修正再表示<br>(RetrospectiveApplicationAndRetrospectiveRestatementAxis)<br>・連結及び個別財務諸表<br>(ConsolidatedAndSeparateFinancialStatementsAxis)<br>・普通株式の種類<br>(ClassesOfOrdinarySharesAxis) |
| ias_1_YYYY-MM-DD_role-610000  | コンテキストの scenario 要素に設定している全てのディメンション軸が、次のいずれかであるコンテキスト。<br>・遡及適用及び遡及的修正再表示<br>(RetrospectiveApplicationAndRetrospectiveRestatementAxis)<br>・連結及び個別財務諸表<br>(ConsolidatedAndSeparateFinancialStatementsAxis)<br>・資本の内訳項目<br>(ComponentsOfEquityAxis)      |

※3: "http://xbrl.ifrs.org/role/ifrs/"に続くロールの名称のみを記載。

「YYYY-MM-DD」は、タクソノミのバージョン日付。

## 3-7 名称リンク

名称リンクの設定に関するバリデーション内容について説明します。

### 3-7-1 名称リンクの設定

名称リンクの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-7-1 例外種別とチェック内容(名称リンクの設定)

| 項番 | 例外種別                               | コード                | 対象          | チェック内容  |
|----|------------------------------------|--------------------|-------------|---|
| 1  | WARNING                            | EC8034W            | 名称リンク       | 拡張要素の英語ラベル(xml:lang 属性が「en」のラベル)に全角文字が含まれないこと。        |
| 2  | WARNING<br>SERIOUS<br>WARNING<br>※ | EC8035W<br>EC8035S |             | 拡張要素の日本語ラベル及び英語ラベルともに、標準ラベル及び冗長ラベルを設定していること。          |
| 3  | WARNING                            | EC8035W            | 名称リンク(IFRS) | 拡張要素の日本語ラベル及び英語ラベルともに、標準ラベルを設定していること。                 |
| 4  | SERIOUS<br>WARNING                 | EC8028S            | priority 属性 | 提出者別タクソノミ内の同一要素及び同一ラベルロールのラベルで、priority 属性が重複していないこと。 |

※有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又はそれらの訂正報告書で、日本語標準ラベル又は冗長ラベルを設定していない場合のみ。

## 3-8 インライン XBRL

インライン XBRL の設定に関するバリデーション内容について説明します。

### 3-8-1 インラインXBRLの設定

インライン XBRL の設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-8-1 例外種別とチェック内容(インライン XBRL の設定)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象               | チェック内容  |
|----|---------|---------|------------------|---|
| 1  | ERROR   | EC8024E | 値<br>decimals 属性 | 同一要素、同一コンテキスト及び同一ユニットのインスタンス値で、値又は decimals 属性の値が違うものが存在しないこと。  |
| 2  | WARNING | EC8023W | sign 属性          | インライン XBRL ファイルにおいて、ix:nonFraction 要素の sign 属性に「-」(マイナス)を設定している場合、ix:nonFraction 要素のタグの直前に「△」を設定していること。<br>※注記事項では、データ内容が正常であっても、例外と識別され、警告が表示される場合があります。   |
| 3  |         |         |                  | インライン XBRL ファイルにおいて、ix:nonFraction 要素の sign 属性に「-」(マイナス)を設定していない場合、ix:nonFraction 要素のタグの直前に「△」を設定していないこと。<br>※注記事項では、データ内容が正常であっても、例外と識別され、警告が表示される場合があります。 |

## 3-9 マニフェストファイル

マニフェストファイルの設定に関するバリデーション内容について説明します。

### 3-9-1 マニフェストファイル及びインスタンスファイル

マニフェストファイル及びインスタンスファイルに関連した設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-9-1 例外種別とチェック内容(マニフェストファイル及びインスタンスファイル)

| 項番 | 例外種別    | コード                | 対象                         | チェック内容  |
|----|---------|--------------------|----------------------------|---|
| 1  | ERROR   | EC5026E            | IFRS 適用提出者以外<br>マニフェストファイル | マニフェストファイルに、IFRS タクソノミを使用した報告書インスタンスファイル名が、記載されていないこと。  |
| 2  | ERROR   | EC5027E<br>EC5028E | IFRS 適用提出者<br>マニフェストファイル   | マニフェストファイルに記載しているインスタンスファイル名が、二つ(EDINET タクソノミ及び IFRS タクソノミをそれぞれ使用したインスタンスファイル)であること。  |
| 3  | ERROR   | EC5804E            | インスタンス名                    | インスタンスファイル名が設定されていること。  |
| 4  | ERROR   | EC5805E            | インスタンス名                    | インスタンスファイルの拡張子が「.xbrl」であること。  |
| 5  | ERROR   | EC5806E            | インスタンス名                    | 同一のインスタンスファイル名が、複数設定されていないこと。   |
| 6  | WARNING | EC8008W            | 報告書<br>インスタンス名             | マニフェストファイルに記載しているインスタンス名が、次のとおりであること。<br>jp[府令略号][様式番号]-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)].[EDINETコード又はファンドコード]-[追番(3桁)].[報告対象期間期末日 報告義務発生日].[報告書提出回数(2桁)].[報告書提出日].xbrl       |
| 7  | WARNING | EC8009W            | 監査報告書<br>インスタンス名           | マニフェストファイルに記載しているインスタンス名が、次のとおりであること。<br>jpaud-[監査報告書略号]-[当期又は前期の別][連結又は個別の別]-[報告書連番(3桁)].[EDINETコード又はファンドコード]-[追番(3桁)].[報告対象期間期末日].[報告書提出回数(2桁)].[報告書提出日].xbrl |



| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象              | チェック内容   |
|----|---------|---------|-----------------|--|
| 8  | WARNING | EC8010W | IFRS<br>インスタンス名 | マニフェストファイルに記載しているインスタンス名が、次のとおりであること。<br>ifrs-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)][EDINETコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日].xbrl |

## 3-9-2 マニフェストファイルの設定

マニフェストファイルの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-9-2 例外種別とチェック内容(マニフェストファイルの設定)

| 項番 | 例外種別  | コード     | メッセージ種別   | 対象                           | チェック内容  |
|----|-------|---------|---|------------------------------|---|
| 1  | ERROR | EC5800E | ERROR_ELEMENT_NOT_DEFINED_IN_EXTENDED_LINK_ROLE         | insert 要素の parent 属性値        | 設定した要素に関するリンクが、extrole 属性に設定した拡張リンクロール内に存在すること。   |
| 2  | ERROR | EC5800E | FATAL_ERROR_INVALID_MANIFEST                            | item 要素の ref 属性値             | instance 要素の id 属性値と一致すること。   |
| 3  | ERROR | EC5800E | ERROR_ELEMENT_NOT_DEFINED_IN_EXTENDED_LINK_ROLE         | item 要素の start 属性値及び end 属性値 | 設定した要素に関するリンクが、extrole 属性に設定した拡張リンクロール内に存在すること。   |
| 4  |       |         | ERROR_ENDING_ELEMENT_NOT_DEFINED_UNDER_STARTING_ELEMENT |                              | 様式ツリーにおいて、end 属性に設定した要素が、start 属性に設定した要素の配下に定義されていること。                                    |
| 5  | ERROR | EC5800E | FATAL_ERROR_FAILED_TO_LOAD_INLINE_XBRL_FILE             | ixbrl 要素に設定されたファイル           | 全てのファイルが存在すること。   |
| 6  |       |         |   |                              | 整形形式の XML(全ての開始タグと終了タグが対になっていること、入れ子になっているタグの終了タグが親タグの終了タグより後に来ないこと等、XML の文法に従った形式)であること。 |
| 7  | ERROR | EC5800E | FATAL_ERROR_TOC_TREE_NOT_DEFINED                        | item 要素の extrole 属性値         | 表示リンクに定義されていること。  |

# 3-10 国際標準仕様準拠

XBRL の国際標準仕様及び規約に準拠すべきバリデーション内容について説明します。

## 3-10-1 SPEC

XBRL 文書として準拠すべき基本規約とその拡張規約について検証します。メッセージ例を示します。

図表 3-10-1 例外種別とチェック内容(SPEC)

| 項番 | 例外種別  | コード                | 対象                                   | チェック内容                           |
|----|-------|--------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1  | ERROR | EC5800E            | スキーマファイル<br>リンクベースファイル<br>インライン XBRL | XBRL 2.1 Specification に準じていること。 |
| 2  | ERROR | EC5800E            | スキーマファイル<br>リンクベースファイル<br>インライン XBRL | XBRL Dimensions 1.0 に準じていること。    |
| 3  | ERROR | EC5800E<br>EC5801E | スキーマファイル<br>リンクベースファイル<br>インライン XBRL | Inline XBRL 1.0 に準じていること。        |

図表 3-10-2 SPEC の検証メッセージの例

| 例外が発生した日時  | コード     | 例外種別    | メッセージ種別                |
|--|---------|---------|------------------------|
| 2012/12/25 12:34:56  | EC5800E | [ERROR] | ERROR_INLINE_XBRL_SPEC |
| Inline XBRL のスキーマバリデーション中にエラーが検出されました。名前空間“http://www.w3.org/1999/xhtml”に属する要素“p”は、この位置に出現することは許可されていません。(0101010_honbun_jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2012-03-31_01_2012-06-28_ixbrl.htm [line=123, col=45]) |         |         |                        |

↑  
メッセージ(確認対象となるファイル、要素名、規約等が表示されます。)

## 3-10-2 FRTA

FRTA(Financial Reporting Taxonomy Architecture)について、規定したルールに基づき検証します。メッセージ例を示します。

FRTA 検証で出力される例外種別は、全て「WARNING」となり、コードは、全て「EC5710W」となります。

※検証内容の詳細については、『添付 1 FRTA 検証項目一覧』を参照してください。

図表 3-10-3 FRTA の検証メッセージの例

| 例外が発生した日時  | コード     | 例外種別      | メッセージ種別  |
|--|---------|-----------|--|
| 2012/12/25 12:34:56  | EC5710W | [WARNING] | ルール No.<br>SPEC_VIOLATION_FRTA_SHOULD_ERROR [FRTA 4.2.7] |
| A label linkbase SHOULD only contain labels defined in a single language. (Label Linkbase Sysid="jplvh010000-lvh-001_X99014-000_2012-08-07_01_2012-08-10_label.xml" Create individual linkbase files for each language.) |         |           |  |

↑  
メッセージ(確認対象となるファイル、要素名、規約等が表示されます。)

## 3-10-3 FRIS

FRIS(Financial Reporting Instance Standards)について、規定したルールに基づき検証します。メッセージ例を示します。

FRIS 検証で出力される例外種別は、全て「WARNING」となり、コードは、全て「EC5711W」となります。

※検証内容の詳細については、『添付 2 FRIS 検証項目一覧』を参照してください。

図表 3-10-4 FRIS の検証メッセージの例

| 例外が発生した日時  | コード     | 例外種別      | メッセージ種別 |
|--|---------|-----------|---------|
| 2012/12/25 12:34:56  | EC5711W | [WARNING] | ルール No. |
| SPEC_VIOLATION_FRIS_SHOULD_ERROR [FRIS 2.1.6] XBRL instances SHOULD use the recommended default namespace prefix for all namespaces. ( For the NamespaceURI='http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2013-03-31/jpcrp_cor', prefix defined in the XML Schema is 'jpcrp_cor' but prefix used in the instance is 'jplvh_cor'. Make the instance prefix consistent. ) |         |           |         |

↑  
メッセージ(確認対象となるファイル、要素名、規約等が表示されます。)

## 3-10-4 GFM

GFM(Global Filing Manual)について、規定したルールに基づき検証します。メッセージ例を示します。

GFM 検証で出力される例外種別は、全て「WARNING」となり、コードは、全て「EC5700W」となります。

※検証内容の詳細については、『添付 3 GFM 検証項目一覧』を参照してください。

図表 3-10-5 GFM の検証メッセージの例

| 例外が発生した日時           | コード     | 例外種別      | メッセージ種別   | ルール No.      |
|---------------------|---------|-----------|-----------|--------------|
| 2012/12/25 12:34:56 | EC5700W | [WARNING] | GFM_ERROR | [GFM: 1.6.2] |

同一の要素をリンク元とする表示リンクのアークに同一の order 属性値が設定されています。order 属性値を変更してください。拡張リンクロール :

'http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jplvh/rol\_CabinetOfficeOrdinanceOnDisclosureOfStatusOfLargeVolumeHoldingOfShareCertificatesEtcFormNo1ReportOfLargeVolumeHolding', リンク元 :

'jplvh\_cor:CabinetOfficeOrdinanceOnDisclosureOfStatusOfLargeVolumeHoldingOfShareCertificatesEtcFormNo1ReportOfLargeVolumeHolding', Order : 2.0

メッセージ(確認対象となるファイル、要素名、規約等が表示されます。)



# 4章 提出書類全般の バリデーション

---

# 4-1 ファイル及びフォルダ形式

提出書類全般に対するファイル命名規約、各ファイルに対する設定及び規則に関するバリデーション内容について説明します。

## 4-1-1 ファイル及びフォルダ構成

ファイル及びフォルダ構成の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 4-1-1 例外種別とチェック内容(ファイル及びフォルダ構成)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象                 | チェック内容                           |
|----|---------|---------|--------------------|----------------------------------|
| 1  | ERROR   | EC1017E | サブフォルダ             | 存在ファイルが、全てリンクされていること。            |
| 2  | REMINDE | EC1009R | インライン XBRL<br>HTML | 1 ファイルのサイズが、2.5MB(メガバイト)以下であること。 |
| 3  | ERROR   | EC1032E | PDF                | 1 ファイルのサイズが、5MB(メガバイト)以下であること。   |
| 4  | ERROR   | EC1016E | GIF<br>JPEG<br>PNG | 1 ファイルのサイズが、300KB(キロバイト)以下であること。 |



## 4-1-2 文字コード

文字コードの検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 4-1-2 例外種別とチェック内容(文字コード)

| 項番 | 例外種別  | コード                | 対象                                     | チェック内容  |
|----|-------|--------------------|--|---|
| 1  | ERROR | EC5000E            | インライン XBRL<br>HTML<br>XSD<br>XML       | 「UTF-8」であること。   |
| 2  | ERROR | EC1010E            | HTML の<meta>タグの content 属性の charset 指定 | 「UTF-8」であること。   |
| 3  | ERROR | EC5003E<br>EC1030E | インライン XBRL<br>HTML<br>XSD<br>XML       | 次の文字のみを使用していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 半角文字(英数字及び記号)<br/>※JIS X 0201-1997、半角片仮名を除く</li> <li>➤ JIS X 0208-1997 非漢字セット(全角)</li> <li>➤ NEC 特殊文字</li> <li>➤ JIS 第一水準漢字 ※JIS X 0208-1997</li> <li>➤ JIS 第二水準漢字 ※JIS X 0208-1997</li> <li>➤ NEC 選定 IBM 拡張文字</li> <li>➤ IBM 拡張文字</li> </ul> |

## 4-1-3 PDF

PDF ファイルの検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 4-1-3 例外種別とチェック内容(PDF)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 対象                   | チェック内容             |
|----|---------|---------|----------------------|--------------------|
| 1  | WARNING | EC1022W | PDF                  | PDF として正常に読み込めること。 |
| 2  | ERROR   | EC1024E | JavaScriptAction     | 使用されていないこと。        |
| 3  | ERROR   | EC1025E | SoundAction          | 使用されていないこと。        |
| 4  | ERROR   | EC1026E | MovieAction          | 使用されていないこと。        |
| 5  | ERROR   | EC1033E | ScreenAction         | 使用されていないこと。        |
| 6  | ERROR   | EC1027E | LaunchAction         | 使用されていないこと。        |
| 7  | ERROR   | EC1029E | FileAttachmentAction | 使用されていないこと。        |
| 8  | ERROR   | EC1029E | EmbeddedFiles        | 使用されていないこと。        |
| 9  | ERROR   | EC1028E | URIAction            | 使用されていないこと。        |
| 10 | ERROR   | EC1028E | Web Capture          | 使用されていないこと。        |
| 11 | ERROR   | EC1038E | 参照パスワード              | 設定されていないこと。        |
| 12 | ERROR   | EC1039E | 印刷不可設定               | 設定されていないこと。        |

## 4-1-4 禁止規則

禁止規則の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 4-1-4 例外種別とチェック内容(禁止規則)

| 項番 | 例外種別  | コード                | 対象                     | チェック内容   |
|----|-------|--------------------|------------------------|--|
| 1  | ERROR | EC1006E            | タグ                     | 次のタグが、使用されていないこと。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>➤ applet</li> <li>➤ embed</li> <li>➤ form</li> <li>➤ frame</li> <li>➤ frameset</li> <li>➤ iframe</li> <li>➤ input</li> <li>➤ textarea</li> <li>➤ object</li> <li>➤ plaintext</li> <li>➤ pre</li> <li>➤ script</li> <li>➤ select</li> </ul>   |
| 2  | ERROR | EC1031E            | 属性                     | 次の属性が、使用されていないこと。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>➤ onblur</li> <li>➤ onchange</li> <li>➤ onclick</li> <li>➤ ondblclick</li> <li>➤ onfocus</li> <li>➤ onkeydown</li> <li>➤ onkeypress</li> <li>➤ onkeyup</li> <li>➤ onload</li> <li>➤ onmousedown</li> <li>➤ onmousemove</li> <li>➤ onmouseout</li> <li>➤ onmouseover</li> <li>➤ onmouseup</li> <li>➤ onreset</li> <li>➤ onselect</li> <li>➤ onsubmit</li> <li>➤ onunload</li> </ul> |
| 3  | ERROR | EC1036E<br>EC1037E | 属性値<br>スタイルシート<br>コメント | 開示書類の作成において、通常使用する必要のないキーワードが、使用されていないこと。  |

## 4-1-5 リンク

リンクの検証は、インラインXBRL及びHTMLファイルに対して、次の図表のチェック内容を満たしているかを検証します。

図表 4-1-5 例外種別とチェック内容(リンク)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象                 | チェック内容  |
|----|-------|---------|--------------------|---|
| 1  | ERROR | EC1007E | インライン XBRL<br>HTML | リンク先が、URL 形式又は絶対パスで記載されていないこと。                |
| 2  | ERROR | EC1015E | インライン XBRL<br>HTML | サブフォルダ内のファイルからのリンク先が、各フォルダ直下のファイルでないこと。       |
| 3  | ERROR | EC1021E | インライン XBRL<br>HTML | サブフォルダ内のファイルへのリンク先が、存在すること。                   |
| 4  | ERROR | EC1013E | インライン XBRL<br>HTML | リンク先が、サブフォルダ内であること。                           |
| 5  | ERROR | EC1014E | インライン XBRL<br>HTML | リンク先が、ファイルであること。                              |
| 6  | ERROR | EC1023E | インライン XBRL<br>HTML | リンク先が、PDF でないこと。                              |
| 7  | ERROR | EC1035E | インライン XBRL<br>HTML | リンク先のパス内文字列に、上位フォルダ (PublicDoc、XBRL 等) がないこと。 |
| 8  | ERROR | EC1017E | インライン XBRL<br>HTML | 上位フォルダから参照されていないファイルが、サブフォルダ内でないこと。           |

## 4-1-6 HTML構成要素

HTML 構成要素の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 4-1-6 例外種別とチェック内容(HTML 構成要素)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象         | チェック内容   |
|----|-------|---------|------------|--|
| 1  | ERROR | EC1011E | lang 属性値   | 次のいずれかであること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ja</li> <li>➤ jp</li> <li>➤ ja-jp</li> <li>➤ JA</li> <li>➤ JP</li> <li>➤ JA-JP</li> </ul> |
| 2  | ERROR | EC1020E | DOCTYPE 宣言 | 記載されている場合は、複数定義されていないこと。   |
| 3  | ERROR | EC1020E | html タグ    | 記載されていること。<br>複数定義されていないこと。  |
| 4  | ERROR | EC1020E | head タグ    | 記載されていること。<br>複数定義されていないこと。  |
| 5  | ERROR | EC1020E | body タグ    | 記載されていること。<br>複数定義されていないこと。  |

## 4-1-7 表紙項目

表紙項目の検証は、各様式の表紙項目【隅付き括弧項目】が法令で定められた項目と齟齬（そご）がないか、次の図表のチェック内容で検証します。

図表 4-1-7 例外種別とチェック内容(表紙項目)

| 項番 | 例外種別  | コード                | 対象                 | チェック内容                       |
|----|-------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 1  | ERROR | EC1000E            | インライン XBRL<br>HTML | 表紙に【表紙】を、記載すること。             |
| 2  | ERROR | EC1001E            | インライン XBRL<br>HTML | 様式ごとに定められた表紙項目が、存在すること。      |
| 3  | ERROR | EC1002E            | インライン XBRL<br>HTML | 様式ごとに定められた表紙項目が、重複していないこと。   |
| 4  | ERROR | EC1003E            | インライン XBRL<br>HTML | 様式ごとに定められた表紙に、不要な項目がないこと。    |
| 5  | ERROR | EC1004E            | インライン XBRL<br>HTML | 様式ごとに定められた表紙項目の、記載順序が正しいこと。  |
| 6  | ERROR | EC1005E<br>EC1057E | インライン XBRL<br>HTML | 様式ごとに定められた各表紙項目に、値を設定していること。 |

## 4-1-8 目次項目

目次項目の検証は、各様式の本文の目次項目【隅付き括弧項目】が法令で定められた項目と齟齬（そご）がないか、次の図表のチェック内容で検証します。

図表 4-1-8 例外種別とチェック内容(目次項目)

| 項番 | 例外種別    | コード                | 対象                 | チェック内容   |
|----|---------|--------------------|--------------------|--|
| 1  | ERROR   | EC2001E            | インライン XBRL<br>HTML | 目次項目が、各ファイルに一つ以上存在すること。  |
| 2  | WARNING | EC2002W            | インライン XBRL<br>HTML | 目次番号が、存在すること。<br>※データ内容が正常であっても、例外と識別され、警告が表示される場合があります。                             |
| 3  | ERROR   | EC2003E            | インライン XBRL<br>HTML | 目次項目が、384B(バイト)(全角 128 文字相当)以内で記載されていること。  |
| 4  | ERROR   | EC2004E            | インライン XBRL<br>HTML | 隅付き括弧(【)が、重複していないこと。   |
| 5  | ERROR   | EC2005E<br>EC3001E | インライン XBRL<br>HTML | 目次項目が、重複していないこと。   |
| 6  | ERROR   | EC2007E            | インライン XBRL<br>HTML | 隅付き括弧(】)で、目次項目が閉じられていること。  |
| 7  | ERROR   | EC2008E            | インライン XBRL<br>HTML | 目次項目に HTML タグが使用されていないこと。  |
| 8  | ERROR   | EC2009E            | インライン XBRL<br>HTML | 目次番号と目次項目の間に、HTML タグの「del」又は「img」が使用されていないこと。  |
| 9  | ERROR   | EC2011E            | インライン XBRL<br>HTML | 本文内に隅付き括弧(【)又は(】)が、使用されていないこと。   |
| 10 | ERROR   | EC3000E            | インライン XBRL<br>HTML | 目次項目に不足がないこと。<br>※目次項目に不足がない場合でも、他の目次項目の検証で例外が発生している場合に、例外と認識され、エラーが表示される場合があります。    |
| 11 | ERROR   | EC3002E            | インライン XBRL<br>HTML | 同一の階層内で、目次項目の目次番号が重複していないこと。   |
| 12 | ERROR   | EC3003E            | インライン XBRL<br>HTML | 同一階層内で、目次番号に抜けがないこと。   |
| 13 | WARNING | EC3004W            | インライン XBRL<br>HTML | 目次項目の目次番号が、設定可能なものであること。<br>※詳細については、『提出書類ファイル仕様書』の「図表 3-4-5 設定可能な目次番号の一覧」を参照してください。 |
| 14 | ERROR   | EC3005E            | インライン XBRL<br>HTML | 目次項目の目次番号が、様式で定められているものであること。  |

## 4-1-9 PDF変換

提出書類のPDF変換時の検証は、印刷幅設定に関連して、次の図表のチェック内容で検証します。

図表 4-1-9 例外種別とチェック内容(PDF変換)

| 項番 | 例外種別    | コード                | 対象                 | チェック内容  |
|----|---------|--------------------|--------------------|---|
| 1  | WARNING | EC1012W            | インライン XBRL<br>HTML | 提出書類をPDFに変換した場合、A4縦に収まること。<br>※詳細については、『提出書類ファイル仕様書』の「3-2-2-3 表示について」を参照してください。 |
| 2  | ERROR   | EC1012E<br>EC1034E | インライン XBRL<br>HTML | 提出書類をPDFに変換した場合、A4横に収まること。<br>※詳細については、『提出書類ファイル仕様書』の「3-2-2-3 表示について」を参照してください。 |

## 4-1-10 CSS2.1 検証

CSS2.1検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

※使用可能なCSSについては、『添付4 使用可能なCSS一覧』を参照してください。

図表 4-1-10 例外種別とチェック内容(CSS2.1検証)

| 項番 | 例外種別    | コード                | 対象                 | チェック内容                                      |
|----|---------|--------------------|--------------------|---|
| 1  | WARNING | EC1050W<br>EC1052W | インライン XBRL<br>HTML | 使用しているプロパティが、使用可能なCSS一覧に定義されていること。          |
| 2  | WARNING | EC1051W<br>EC1053W | インライン XBRL<br>HTML | 使用しているプロパティ値が、使用可能なCSS一覧に定義されている値及び範囲であること。 |
| 3  | ERROR   | EC1021E<br>EC1028E | インライン XBRL<br>HTML | プロパティ値(uri)の参照先が存在し、外部参照でないこと。              |
| 4  | WARNING | EC1054W            | インライン XBRL<br>HTML | セレクタが、再定義されていないこと。                          |
| 5  | WARNING | EC1055W            | インライン XBRL<br>HTML | 未定義のクラスセレクタが、指定されていないこと。                    |
| 6  | WARNING | EC1056W            | インライン XBRL<br>HTML | CSS文法が、正しいこと。                               |

## 4-2 値整合性

値整合性のバリデーションでは、提出書類の内容について検証します。EDINET に登録された情報(提出者情報、ファンド情報及び提出書類ヘッダ情報)と提出書類情報の内容(表紙、本文、DEI 等)とを突き合わせ、検証を行います。例外となる原因は、提出書類情報の内容だけでなく、EDINET に登録された情報の可能性もあるため、双方を確認し、誤りのある方を修正してください。

次の「EDINET 登録情報」で、枠で囲まれた項目は、値整合性のバリデーションで使用される項目です。

### ■ EDINET 登録情報(提出者情報)

EDINET Electronic Disclosure for Investors' Network

提出者情報管理

サブユーザ管理

提出者情報管理

提出者情報変更依頼

添付書類提出管理

ファンド情報管理

ファンド登録

パスワード管理

提出者情報詳細画面

最新の提出者情報は次のとおりです。

|           |                             |           |
|-----------|-----------------------------|-----------|
| EDINETコード | E33761                      | 提出者情報No.1 |
| 提出者種別     | 内国法人・組合                     |           |
| 生年月日/設立日  | 昭和60年4月1日                   |           |
| 上場区分      | 上場                          |           |
| 証券コード     | 12345                       | 提出者情報No.2 |
| 提出者業種     | 建設業                         |           |
| 連結の有無     | 有                           |           |
| 資本金       | 8,000百万円                    |           |
| 決算日       | 3月31日                       | 提出者情報No.3 |
| 提出者名      | エディネット株式会社                  | 提出者情報No.4 |
| 提出者名(英字)  | EDINET Incorporated Company |           |
| 提出者名(ヨミ)  | エディネットカブシキカイシャ              |           |
| 代表者役職     | 代表取締役                       |           |
| 代表者氏名     | 財務 太郎                       |           |
| 郵便番号      | 000-0001                    |           |
| 本店所在場所    |                             |           |

変更

Ver:1.0.0 エディネット株式会社:E33761 Last Login:H24.11.14 11:15:22

金融庁/Financial Services Agency. The Japanese Government Copyright ©金融庁 All Rights Reserved

■ EDINET 登録情報(ファンド情報)

EDINET Electronic Disclosure for Investors' Network

提出者情報管理

サブユーザ管理

提出者情報管理

提出者情報変更依頼

添付書類提出管理

ファンド情報一覧画面

ファンド情報を変更するファンドコードを押下してください。  
ファンド情報変更履歴を表示する場合は、変更履歴を押下してください。

検索結果:2件中(1~2表示) 1 / 1

| ファンドコード | ファンド名<br>ファンド名(ヨミ)               | 特定有価証券区分名 | 証券コード | 特定期             | 変更履歴 |
|---------|----------------------------------|-----------|-------|-----------------|------|
| G10212  | EDINETファンド<br>エディネットファンド         | 外国投資信託証券  | 31301 | 6月30日<br>12月31日 | 履歴   |
| G10211  | EDINETジャパンファンド<br>エディネットジャパンファンド | 内国投資信託証券  | 31300 | 1月31日<br>7月31日  | 履歴   |

ファンド情報No.1      ファンド情報No.2      ファンド情報No.3      ファンド情報No.4

■ EDINET 登録情報(提出書類ヘッダ情報)

EDINET Electronic Disclosure for Investors' Network

書類提出

提出書類新規作成

提出書類作成一覧

大量保有報告書の一括提出準備

提出書類一括本登録

仮登録・事前チェック受付状況

承認等申請状況

メニューに戻る

提出書類詳細(作成中)画面

作成済みディレクトリを指定 「作成済みディレクトリを指定」を実施し、「一時保存」「事前チェック」「仮登録」を実施すると現在作成中の書類は上書きされ、サーバに保存されます。

|         |                  |          |
|---------|------------------|----------|
| 書類管理番号  | S10008FK         | 書類情報No.1 |
| 府令      | 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 書類情報No.2 |
| 様式名     | 訂正有価証券報告書        |          |
| 様式(号)   | 第三号様式            | 書類情報No.2 |
| 区分      | 訂正               | 書類情報No.2 |
| 親書類管理番号 | S10005T3         | 書類情報No.3 |
| 書類提出担当者 | 財務 太郎            | 書類情報No.4 |
| 書類状態    | 作成中              | 書類情報No.4 |
| 事業年度    | (自)平成23年4月1日     | 書類情報No.5 |
|         | (至)平成24年3月31日    | 書類情報No.6 |
| 決算期     | 第123期            |          |
| 株主総会日   | 平成24年11月21日      |          |
| 資本金     | 123百万円           |          |
| 上場区分    | 上場               |          |



# 4-2-1 DEI必須項目

DEI項目のうち、府令及び様式別に記入が必須となる項目が記載されていることを検証します。記載が必須となる項目を、次の図表内の「◎」で示します。

なお、「◎」以外の項目についても、該当がある場合は、必ず値を設定してください。

図表 4-2-1 DEI必須項目一覧(提出書類情報)

| 例外種別:ERROR         | 開示府令    |         |        |       |       |       |          |             | 特定有価証券<br>開示府令 |         |       |       |          | 他社株<br>買付府令 |         |         |           | 自社株<br>買付府令 |          | 大量<br>保有府令 | 内部<br>統制府令 |         |         |         |   |
|--------------------|---------|---------|--------|-------|-------|-------|----------|-------------|----------------|---------|-------|-------|----------|-------------|---------|---------|-----------|-------------|----------|------------|------------|---------|---------|---------|---|
|                    | 有価証券届出書 | 有価証券報告書 | 四半期報告書 | 半期報告書 | 臨時報告書 | 発行登録書 | 発行登録追補書類 | 自己株券買付状況報告書 | 有価証券届出書        | 有価証券報告書 | 半期報告書 | 発行登録書 | 発行登録追補書類 | 臨時報告書       | 公開買付届出書 | 意見表明報告書 | 公開買付撤回届出書 | 公開買付報告書     | 対質問回答報告書 | 公開買付届出書    | 公開買付撤回届出書  | 公開買付報告書 | 大量保有報告書 | 内部統制報告書 |   |
| コード:EC5614E        |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 項目                 |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 府令                 | ◎       | ◎       | ◎      | ◎     | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎              | ◎       | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎       | ◎       | ◎         | ◎           | ◎        | ◎          | ◎          | ◎       | ◎       | ◎       | ◎ |
| 様式                 | ◎       | ◎       | ◎      | ◎     | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎              | ◎       | ◎     | ◎     | ◎        |             | ◎       | ◎       | ◎         | ◎           | ◎        | ◎          | ◎          | ◎       | ◎       | ◎       | ◎ |
| 会計基準               | ※1      | ◎       | ◎      | ◎     |       |       |          |             |                | ◎       | ◎     |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 連結決算の有無            | ※1      | ◎       | ◎      | ◎     |       |       |          |             |                | ◎       | ◎     |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 別記事業(連結)           |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 別記事業(個別)           | ※1      | ◎       |        | ◎     |       |       |          |             |                | ◎       | ◎     |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 当会計期間              |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 当事業年度開始日           | ※1      | ◎       | ◎      | ◎     |       |       |          |             |                | ◎       | ◎     |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 当会計期間終了日           | ※1      | ◎       | ◎      | ◎     |       |       |          |             |                | ◎       | ◎     |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 当会計期間の種類           | ※1      | ◎       | ◎      | ◎     |       |       |          |             |                | ◎       | ◎     |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 当事業年度終了日           | ※1      | ◎       | ◎      | ◎     |       |       |          |             |                | ◎       | ◎     |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 比較対象会計期間           |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 前事業年度開始日           |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 比較対象会計期間終了日        |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 前事業年度終了日           |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 次の四半期又は中間期の会計期間    |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 次の事業年度開始日          |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 次の四半期又は中間期の会計期間終了日 |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 提出回数               | ◎       | ◎       | ◎      | ◎     | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎              | ◎       | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎       | ◎       | ◎         | ◎           | ◎        | ◎          | ◎          | ◎       | ◎       | ◎       | ◎ |
| 訂正の有無              | ◎       | ◎       | ◎      | ◎     | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎              | ◎       | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎       | ◎       | ◎         | ◎           | ◎        | ◎          | ◎          | ◎       | ◎       | ◎       | ◎ |
| 訂正対象書類の書類管理番号※2    | ◎       | ◎       | ◎      | ◎     | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎              | ◎       | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎       | ◎       | ◎         | ◎           | ◎        | ◎          | ◎          | ◎       | ◎       | ◎       | ◎ |
| 訂正の種類              |         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |            |            |         |         |         |   |
| 記載事項訂正のフラグ         | ◎       | ◎       | ◎      | ◎     | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎              | ◎       | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎       | ◎       | ◎         | ◎           | ◎        | ◎          | ◎          | ◎       | ◎       | ◎       | ◎ |
| XBRL訂正のフラグ         | ◎       | ◎       | ◎      | ◎     | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎              | ◎       | ◎     | ◎     | ◎        | ◎           | ◎       | ◎       | ◎         | ◎           | ◎        | ◎          | ◎          | ◎       | ◎       | ◎       | ◎ |

※1:「第七号様式」及び「第七号の四様式」のみ実施。

※2:書類区分が「01:訂正」の場合のみ実施。

図表 4-2-2 DEI 必須項目一覧(提出者情報)

| 例外種別:ERROR  | 開示府令          |         |        |       |       |       |          |             | 特定有価証券<br>開示府令 |         |       |       |          | 他社株<br>買付府令 |         |         |           | 自社株<br>買付府令 |          | 大量保有府令  | 内部統制府令    |         |         |         |   |
|-------------|---------------|---------|--------|-------|-------|-------|----------|-------------|----------------|---------|-------|-------|----------|-------------|---------|---------|-----------|-------------|----------|---------|-----------|---------|---------|---------|---|
|             | 有価証券届出書       | 有価証券報告書 | 四半期報告書 | 半期報告書 | 臨時報告書 | 発行登録書 | 発行登録追補書類 | 自己株券買付状況報告書 | 有価証券届出書        | 有価証券報告書 | 半期報告書 | 発行登録書 | 発行登録追補書類 | 臨時報告書       | 公開買付届出書 | 意見表明報告書 | 公開買付撤回届出書 | 公開買付報告書     | 対質問回答報告書 | 公開買付届出書 | 公開買付撤回届出書 | 公開買付報告書 | 大量保有報告書 | 内部統制報告書 |   |
| コード:EC5614E |               |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |         |           |         |         |         |   |
| 項目          |               |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |         |           |         |         |         |   |
| 提出者情報       | EDINETコード     | ○       | ○      | ○     | ○     | ○     | ○        | ○           | ○              | ○       | ○     | ○     | ○        | ○           | ○       | ○       | ○         | ○           | ○        | ○       | ○         | ○       | ○       | ○       | ○ |
|             | ファンドコード       |         |        |       |       |       |          |             | ○              | ○       | ○     | ○     | ○        | ○           |         |         |           |             |          |         |           |         |         |         |   |
|             | 証券コード         |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |         |           |         |         |         |   |
|             | 提出者名(日本語表記)   | ○       | ○      | ○     | ○     | ○     | ○        | ○           | ○              | ○       | ○     | ○     | ○        | ○           | ○       | ○       | ○         | ○           | ○        | ○       | ○         | ○       | ○       | ○       | ○ |
|             | 提出者名(英語表記)    | ○       | ○      | ○     | ○     | ○     | ○        | ○           |                |         |       |       |          |             | ○       | ○       | ○         | ○           | ○        | ○       | ○         | ○       | ○       | ○       | ○ |
|             | ファンド名称(日本語表記) |         |        |       |       |       |          |             | ○              | ○       | ○     | ○     | ○        | ○           |         |         |           |             |          |         |           |         |         |         |   |
|             | ファンド名称(英語表記)  |         |        |       |       |       |          |             |                |         |       |       |          |             |         |         |           |             |          |         |           |         |         |         |   |

## 4-2-2 DEI項目の整合性

DEI 項目の整合性検証では、EDINET 登録情報及び提出書類内容について、次の図表の項目を比較し検証します。

なお、「4-2-1 DEI 必須項目」で検証対象外となっている項目については、DEI 項目の xsi:nil 属性が「true」以外の場合のみ、検証対象となります。

図表 4-2-3 例外種別と比較内容

| 項番 | 例外種別   | コード                | 検証対象項目   | 条件 | 比較対象の EDINET 登録情報又は<br>提出書類内容     |  |
|----|--|--------------------|----------|----|-----------------------------------|--|
|    |  |                    |          |    | 設定又は<br>記載箇所                      | 比較検証項目   |
| 1  | WARNING                                      | EC5600W            | 府令       | =  | 書類情報 No.1                         | 府令   |
| 2  | WARNING                                      | EC5600W            | 様式       | =  | 書類区分が「01:訂正」の場合は、親書類の書類情報 No.2 ※1 | 様式(号)  |
| 3  | ERROR  | EC5613E            | 会計基準     | =  | ※2                                | 「Japan GAAP」、「US GAA P」又は「IFRS」のいずれかであること。   |
| 4  | ERROR  | EC5600E            | 当事業年度開始日 | =  | 書類情報 No.5※3                       | H 事業年度(自)  |
| 5  | ERROR<br>(ただし、半<br>期報告書<br>の場合は、<br>WARNING) | EC5600E<br>EC5600W | 当会計期間終了日 | =  | 書類情報 No.6※4                       | H 事業年度(至)<br>(四半期報告書の場合は、「H<br>四半期会計期間(至)」、半<br>期報告書の場合は、「H 事業年<br>度(自)」+6 か月-1 日) |

| 項番 | 例外種別     | コード                | 検証対象項目                       | 条件 | 比較対象の EDINET 登録情報又は提出書類内容       |  |
|----|----------|--------------------|------------------------------|----|---------------------------------|--|
|    |          |                    |                              |    | 設定又は記載箇所                        | 比較検証項目   |
| 6  | WARNING  | EC5600W            | 当事業年度終了日(月日のみ)               | =  | 提出者情報 No.3<br>ファンド情報 No.4<br>※2 | 決算日<br>特定期(2回ある場合は、どちらかに該当すること)  |
| 7  | ERROR    | EC5600E            | 訂正の有無                        | =  | 書類情報 No.3                       | 書類区分が「01:訂正」以外の場合、「false」であること。<br>書類区分が「01:訂正」の場合、「true」であること。  |
| 8  | WARNING  | EC5600W            | 訂正対象書類の書類管理番号                | =  | 書類情報 No.4                       | 書類区分が「01:訂正」の場合、親書類管理番号であること。  |
| 9  | ERROR    | EC5612E<br>EC5600E | 記載事項訂正のフラグ<br>XBRL 訂正のフラグ    | =  |                                 | 書類区分が「01:訂正」以外の場合、記載事項訂正のフラグ及び XBRL 訂正のフラグが、「false」であること。<br>書類区分が「01:訂正」の場合、記載事項訂正のフラグ又は XBRL 訂正のフラグのどちらか一方のみが、「true」であること。 |
| 10 | ERROR    | EC5600E            | EDINET コード                   | =  | 提出者情報 No.1                      | EDINET コード   |
| 11 | WARNING  | EC5600W            | 証券コード(比較検証項目にのみ値がある場合も例外とする) | =  | 提出者情報 No.2<br>ファンド情報 No.3       | 証券コード  |
| 12 | WARNING  | EC5600W            | ファンドコード                      | =  | ファンド情報 No.1<br>※5               | ファンドコード  |
| 13 | REMINDER | EC5602R            | 提出者名(日本語表記)                  | =  | 表紙※6                            | 【発行者名】<br>【会社名】<br>【氏名又は名称】<br>【届出者の名称】<br>【届出者の氏名又は名称】<br>【報告者の名称】<br>【報告者の氏名又は名称】  |
| 14 | WARNING  | EC5600W            | 提出者名(日本語表記)                  | =  | 提出者情報 No.4                      | 提出者名   |
| 15 | REMINDER | EC5602R            | 提出者名(英語表記)                   | =  | 表紙※6                            | 【英訳名】  |
| 16 | REMINDER | EC5602R            | ファンド名称(日本語表記)                | =  | 表紙※7                            | 【ファンド名】<br>【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】<br>【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】  |
| 17 | WARNING  | EC5600W            | ファンド名称(日本語表記)                | =  | ファンド情報 No.2                     | ファンド名  |

※1:様式なしは検証対象外。

※2:財務諸表本表がある様式のみ対象。

※3:有価証券報告書及び半期報告書のみ検証。

※4:有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書のみ検証。

※5:特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の様式のみ対象。

※6:財務諸表本表のみ XBRL の様式は検証対象外。

※7:特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の様式のみ対象。

ただし、第七号の三様式、第十号の三様式及び財務諸表本表のみ XBRL の様式は対象外。

**注意** 訂正報告時の検証について

DEI項目とEDINET登録情報との整合性の検証は、バリデーション実施時点でのEDINET登録情報に対して行われます。訂正報告の場合、訂正対象書類の当初提出時からEDINET登録情報に変更があった場合、データ内容が正常であっても、例外が認識され、警告又は注意喚起が表示される場合があります。DEI項目の内容が当初提出時のEDINET登録情報と整合しているとの前提では、修正の必要はありません。

## 4-2-3 有価証券報告書等の整合性

有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書等の記載内容について、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 4-2-4 例外種別とチェック内容(有価証券報告書等の整合性)

| 項番 | 例外種別                                      | コード                                      | 検証対象項目   | チェック内容   |
|----|---|--|--|--|
| 1  | WARNING                                   | EC8036W                                  | 連結経営指標等  | 連結経営指標等が記載されている場合、詳細タグ付けされていること。                   |
| 2  | WARNING                                   | EC8037W                                  | 提出会社の経営指標等                                     | 詳細タグ付けされていること。                                     |
| 3  | WARNING                                   | EC8037W                                  | 提出会社の経営指標等(四半期報告書)                             | 提出会社の経営指標等が記載されている場合、詳細タグ付けされていること。                |
| 4  | WARNING<br>(ただし、開示府令第二号の六様式の場合は、REMINDER) | EC8038W<br>EC8038R                       | 大株主の状況   | 大株主のメンバーが設定されていること。                                |
| 5  | WARNING                                   | EC8038W                                  | 大株主の状況   | 大株主のメンバーが設定されている場合、詳細タグ付けされていること。                  |
| 6  | WARNING                                   | EC8038W                                  | 大株主の状況(四半期報告書)                                 | DEI情報の「当会計期間の種類」が「Q2」又は「HY」の場合、大株主のメンバーが設定されていること。 |
| 7  | WARNING                                   | EC8038W                                  | 大株主の状況(四半期報告書)                                 | DEI情報の「当会計期間の種類」が「Q2」又は「HY」の場合、詳細タグ付けされていること。      |
| 8  | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8039S<br>EC8040S                       | 貸借対照表(日本基準)(連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。)         | 詳細タグ付けされていること。                                     |
| 9  | SERIOUS<br>WARNING                        | EC5615S<br>EC5616S<br>EC8057S<br>EC8058S | 貸借対照表(日本基準)(連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。)         | 貸借の値が一致すること。                                       |
| 10 | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8041S<br>EC8042S<br>EC8043S            | 損益計算書(日本基準)(連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。1計算書を含む。) | 詳細タグ付けされていること。                                     |
| 11 | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8044S<br>EC8045S                       | 株主資本等変動計算書(日本基準)(連結、中間及び中間連結を含む。)              | 純資産の内訳項目メンバーが設定され、詳細タグ付けされていること。                   |
| 12 | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8046S                                  | 投資主資本等変動計算書(投資法人)(中間を含む。)                      | 純資産の内訳項目メンバーが設定され、詳細タグ付けされていること。                   |
| 13 | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8047S                                  | 社員資本等変動計算書(特定目的会社)(中間を含む。)                     | 純資産の内訳項目メンバーが設定され、詳細タグ付けされていること。                   |
| 14 | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8048S<br>EC8049S                       | キャッシュ・フロー計算書(日本基準)(連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。)  | 詳細タグ付けされていること。                                     |
| 15 | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8049S                                  | キャッシュ・フロー計算書(投資法人及び特定目的会社)                     | 詳細タグ付けされていること。                                     |
| 16 | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8050S                                  | セグメント情報(日本基準)                                  | 報告セグメントメンバーに子メンバーが設定されていること。                       |
| 17 | SERIOUS<br>WARNING                        | EC8050S                                  | セグメント情報(日本基準)                                  | 報告セグメントメンバーの子メンバーが、コンテキストの scenario 要素に出現すること。     |

| 項番      | 例外種別            | コード                | 検証対象項目   | チェック内容   |
|---------|-----------------|--------------------|--|--|
| 18      | SERIOUS WARNING | EC8026S            | 貸借対照表(日本基準(ただし、ファンドを除く。))(連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。) | 勘定残高(ただし、日本円のユニットに限る。)の decimals 属性の値及び scale 属性の値が正しく設定されていること。 |
| 19      | WARNING         | EC8055W            | 経理の状況の冒頭記載   | DEI 情報の「連結決算の有無」の値と経理の状況の冒頭記載のタグ付けに、整合性があること。                    |
| 20      | WARNING         | EC8025W            | 連結財政状態計算書又は財政状態計算書(IFRS)                             | 詳細タグ付けされていること。   |
| 21      | WARNING         | EC8017W            | 連結財政状態計算書又は財政状態計算書(IFRS)                             | 貸借の値が一致すること。   |
| 22      | WARNING         | EC8051W            | 連結包括利益計算書又は包括利益計算書(IFRS)                             | 詳細タグ付けされていること。   |
| 23      | WARNING         | EC8052W            | 連結持分変動計算書又は持分変動計算書(IFRS)                             | 詳細タグ付けされていること。   |
| 24      | WARNING         | EC8053W            | 連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書(IFRS)                   | 詳細タグ付けされていること。   |
| 25<br>※ | SERIOUS WARNING | EC5100S            | 様式ツリー  | ルート要素が設定されていること。   |
| 26<br>※ | SERIOUS WARNING | EC5103S            | 様式ツリー  | 様式ツリーに同一目次要素が複数出現しないこと。  |
| 27<br>※ | SERIOUS WARNING | EC5101S<br>EC5100S | 名称リンク  | 日本語標準ラベル及び冗長ラベルが設定されていること。                                       |
| 28<br>※ | SERIOUS WARNING | EC5102S            | 要素のデータ型  | データ型のプレフィックスとデータ型名に整合性があること。                                     |

※仮登録時のみ実施。

## 4-2-4 公開買付届出書等の整合性

公開買付届出書及び公開買付報告書の記載内容について、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 4-2-5 例外種別とチェック内容(公開買付届出書等の整合性)

| 項番 | 例外種別    | コード     | 検証対象項目               | チェック内容   |
|----|---------|---------|----------------------|--|
| 1  | WARNING | EC5617W | 買付け等を行った後における株券等所有割合 | 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合( $a/j$ )(%)が、詳細タグ付けされていること。  |
| 2  | WARNING | EC5618W | 買付け等を行った後における株券等所有割合 | 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合( $a/j$ )(%)の値が、計算値( $a/j$ )と一致すること。<br>※百分率で小数点以下3桁を四捨五入   |
| 3  | WARNING | EC5617W | 買付け等を行った後における株券等所有割合 | 買付け等を行った後における株券等所有割合( $(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$ )(%)が、詳細タグ付けされていること。  |
| 4  | WARNING | EC5618W | 買付け等を行った後における株券等所有割合 | 買付け等を行った後における株券等所有割合( $(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$ )(%)の値が、計算値( $(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))$ )と一致すること。<br>※百分率で小数点以下3桁を四捨五入 |
| 5  | WARNING | EC5617W | 買付け等を行った後における株券等所有割合 | 買付け等後における株券等所有割合( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)が、詳細タグ付けされていること。  |
| 6  | WARNING | EC5618W | 買付け等を行った後における株券等所有割合 | 買付け等後における株券等所有割合( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)の値が、計算値( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f))$ )と一致すること。<br>※百分率で小数点以下3桁を四捨五入                     |

## 4-2-5 大量保有報告書の整合性

大量保有報告書の記載内容について、次の図表の条件で比較検証します。

図表 4-2-6 例外種別と比較内容(大量保有報告書の整合性)

| 項番      | 例外種別    | コード                | 提出書類内容  |                                   | 条件 | 比較対象の提出書類内容 |                                      |
|---------|---------|--------------------|---|-----------------------------------|----|-------------|--------------------------------------|
|         |         |                    | 設定又は記載箇所  | 検証対象項目                            |    | 設定又は記載箇所    | 比較検証項目                               |
| 1       | WARNING | EC5603W            | 第1  | 発行者の名称                            |    |             | 記載されていること。                           |
| 2       | WARNING | EC5603W            | 第1  | 証券コード                             |    |             | 記載されていること。                           |
| 3       | WARNING | EC5603W            | 第1  | 上場・店頭の別                           |    |             | 記載されていること。                           |
| 4       | WARNING | EC5603W            | 第1  | 上場金融商品取引所                         |    |             | 記載されていること。                           |
| 5<br>※  | ERROR   | EC7008E<br>EC7009E | 第2-1-(1)  | ①【提出者(大量保有者)】個人・法人の別              |    |             | 記載されていること。また、記載された値の文字数が正常な範囲内であること。 |
| 6<br>※  | ERROR   | EC7008E<br>EC7009E | 第2-1-(1)  | ②【個人の場合】生年月日<br>③【法人の場合】設立年月日     |    |             | いずれかが記載されていること。また、記載された値が日付の書式であること。 |
| 7       | WARNING | EC5610W            | 第2-1-(1)<br>第3-1-(1)                                | ②【個人の場合】生年月日                      |    |             | 未来日でないこと。                            |
| 8       | WARNING | EC5610W            | 第2-1-(1)<br>第3-1-(1)                                | ③【法人の場合】設立年月日                     |    |             | 未来日でないこと。                            |
| 9<br>※  | ERROR   | EC7009E            | 第2-1-(7)  | ①【取得資金の内訳】取得資金合計(千円)<br>(W+X+Y)   |    |             | 記載された値が正常な範囲内であること。                  |
| 10<br>※ | ERROR   | EC7008E<br>EC7009E | 第4-2-(1)<br>※第4に記載がない場合は、第2-1-(4)(第三号様式は第2-1-(3))の① | 保有株券等の数(総数)<br>(O+P+Q-R-S)        |    |             | 記載されていること。また、記載された値が正常な範囲内であること。     |
| 11<br>※ | ERROR   | EC7008E<br>EC7009E | 第4-2-(2)<br>※第4に記載がない場合は、第2-1-(4)(第三号様式は第2-1-(3))の② | 上記提出者の株券等保有割合(%)<br>(T/(U+V)×100) |    |             | 記載されていること。また、記載された値が正常な範囲内であること。     |
| 12<br>※ | ERROR   | EC7009E            | 第4-2-(2)<br>※第4に記載がない場合は、第2-1-(4)(第三号様式は第2-1-(3))の② | 直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)            |    |             | 記載された値が正常な範囲内であること。                  |
| 13      | ERROR   | EC8059E            | 第4-2-(3)  | 保有株券等の数(総数)(株・口)                  | =  | 第4-2-(3)    | 保有株券等の数(総数)(株・口)の合算値                 |



| 項番 | 例外種別    | コード     | 提出書類内容                           |                       | 条件 | 比較対象の提出書類内容                      |  |
|----|---------|---------|----------------------------------|-----------------------|----|----------------------------------|--|
|    |         |         | 設定又は記載箇所                         | 検証対象項目                |    | 設定又は記載箇所                         | 比較検証項目   |
| 14 | WARNING | EC8059W | 第4-2-(3)                         | 株券等保有割合(%)            | ≡  | 第4-2-(3)                         | 株券等保有割合(%)の合算値(四捨五入の端数処理の差の範囲内)<br><br>※保有潜在株式がある場合は、データ内容が正常であっても、例外と識別され、警告が表示される場合があります。  |
| 15 | WARNING | EC5604W | 第2-1-(7)                         | ①【取得資金の内訳】取得資金合計      | ≡  | 第2-1-(7)                         | 次の計算結果が端数処理の差の範囲内であること。<br>①【取得資金の内訳】自己資金額 + 借入金額計 + その他金額計  |
| 16 | WARNING | EC5605W | 第2-1-(4)<br>第3-1-(2)<br>第4-2-(1) | ①【保有株券等の数】合計(株・口)     | =  | 第2-1-(4)<br>第3-1-(2)<br>第4-2-(1) | ①【保有株券等の数】株券又は投資証券等(株・口) + 新株予約権証券(株) + 新株予約権付社債券(株) + 対象有価証券カバードワラント + 株券預託証券 + 株券関連預託証券 + 株券信託受益証券 + 株券関連信託受益証券 + 対象有価証券償還社債 + 他社株等転換株券          |
| 17 | REMINDE | EC5607R | 第2-1-(4)<br>第3-1-(2)<br>第4-2-(1) | ①【保有株券等の数】保有株券等の数(総数) | =  | 第2-1-(4)<br>第3-1-(2)<br>第4-2-(1) | ①【保有株券等の数】合計(株・口)の合算値 - 信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数 - 共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数<br><br>※変更報告書の場合は、データ内容が正常であっても、例外と識別され、注意喚起が表示される場合があります。 |

| 項番 | 例外種別     | コード     | 提出書類内容                           |                            | 条件 | 比較対象の提出書類内容                      |   |
|----|----------|---------|----------------------------------|----------------------------|----|----------------------------------|---|
|    |          |         | 設定又は記載箇所                         | 検証対象項目                     |    | 設定又は記載箇所                         | 比較検証項目  |
| 18 | WARNING  | EC5608W | 第2-1-(4)<br>第3-1-(2)<br>第4-2-(1) | ①【保有株券等の数】保有潜在株式の数         | =  | 第2-1-(4)<br>第3-1-(2)<br>第4-2-(1) | ①【保有株券等の数】新株予約権証券(株) + 新株予約権付社債券(株) + 対象有価証券カバードワラント + 株券関連預託証券 + 株券関連信託受益証券 + 対象有価証券償還社債 + 他社株等転換株券の合算値  |
| 19 | REMINDER | EC5606R | 第2-1-(4)<br>第3-1-(2)<br>第4-2-(1) | ②【株券等保有割合】上記提出者の株券等保有割合(%) | ≒  | 第2-1-(4)<br>第3-1-(2)<br>第4-2-(1) | ①【保有株券等の数】保有株券等の数(総数) ÷ (保有潜在株式の数 + ②【株券等保有割合】発行済株式等総数(株・口)) × 100<br>※小数第三位以下は、四捨五入とする。<br><br>※変更報告書の場合は、データ内容が正常であっても、例外と識別され、注意喚起が表示される場合があります。 |
| 20 | WARNING  | EC8056W | 第4<br>第4が存在する場合                  | 1【提出者及び共同保有者】提出者及び共同保有者数   | =  | 第4-2<br>第4が存在する場合                | (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】提出者及び共同保有者数  |

※仮登録時のみ実施。

図表 4-2-7 例外種別とチェック内容(表紙項目)

| 項番     | 例外種別  | コード     | 対象         | チェック内容                 |
|--------|-------|---------|------------|------------------------|
| 1<br>※ | ERROR | EC7009E | インライン XBRL | 【報告義務発生日】が、日付の書式であること。 |

※仮登録時のみ実施。

図表 4-2-8 例外種別とチェック内容(目次項目)

| 項番 | 例外種別  | コード     | 対象                 | チェック内容            |
|----|-------|---------|--------------------|-------------------|
| 1  | ERROR | EC3006E | インライン XBRL<br>HTML | 不要な目次項目が、存在しないこと。 |

## ■■■ 更新履歴 ■■■

| No. | 更新日        | 更新内容  |
|-----|------------|---|
| 1   | 2013.04.24 | ・図表 3-7-1 項番 2 に加筆<br>・図表 4-2-4 項番 25～28 を追加<br>・図表 4-2-6 項番 5、6 及び 9～12 を追加<br>・図表 4-2-7 を追加 |
| 2   | 2013.06.27 | ・図表 4-2-6 項番 14 の「例外種別」及び「コード」を変更、注記を加筆   |





# バリデーションガイドライン

(次世代 EDINET 案)

平成 25 年 3 月

---